

島根県海岸漂着物対策推進地域計画

平成 25 年 3 月

島根県

目次

第 1 章	計画策定の意義および目的	1
1.1	計画策定の意義および目的	1
第 2 章	島根県における海岸の特性および海岸漂着物の現状	2
2.1	島根県の海岸概要	2
2.2	海岸漂着物の現状	9
2.3	海岸漂着物対策の課題	21
第 3 章	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）	23
3.1	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）	23
第 4 章	海岸漂着物対策	27
4.1	海岸漂着物処理	27
4.2	海岸漂着物発生抑制	35
4.3	海岸漂着物対策の普及啓発および環境教育	36
第 5 章	海岸漂着物対策の実施に必要なその他の事項	37
5.1	モニタリングの実施	37
5.2	災害等の緊急時における対応	37
5.3	地域計画の変更	37

第1章 計画策定の意義および目的

1.1 計画策定の意義および目的

国土の四方を海に囲まれたわが国において、海岸は我々にとって身近な存在であり、古来より人々の生活と生産活動を支えてきたかけがえのない国民共有の財産である。

しかしながら、近年、わが国の海岸では国の内外から漂着物が流れ着き、景観価値の低下、生態系を含む海岸環境の悪化、漁業への被害などが発生している。

このため国においては、平成21年7月に「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）が制定された。また、これに基づき「海岸漂着物対策を総合的かつ効率的に推進するための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が平成22年3月に閣議決定された。

本計画は、海岸漂着物処理推進法第14条第1項により、島根県が国の基本方針に基づき地域の特性を踏まえた回収および処理方法、発生抑制対策、並びに関係者の役割分担と相互協力を確立するために策定し、海岸漂着物対策を推進することで、海岸の良好な景観、多様な生態系の確保、生活衛生の向上、水産資源の保全等総合的な海岸の環境の保全を図るものである。

なお、本計画では、「海岸漂着物」（海岸に漂着したごみその他の汚物または不要物）および「海岸漂着物等」（海岸漂着物および海岸に散乱しているごみその他の汚物または不要物）の全てを対象とし、表記は「海岸漂着物」に統一した。

島根県の海岸漂着物の例を図1-1に示す。



図 1-1 島根県における海岸漂着物の例

第2章 島根県における海岸の特性および海岸漂着物の現状

2.1 島根県の海岸概要

(1) 海岸延長、地形および海流

島根県は、中国地方の北側に位置し、東は鳥取県、西は山口県に接している。島根県は東西延長約 230 km（国道 9 号線・安来市～津和野町間）と東西に細長く、海上 40 km～80 km 沖に隠岐諸島を有しており、総面積は約 6,707 km²（竹島、宍道湖、中海含む）である。島根県の沿岸は島根本土沿岸（鳥取県境から山口県境）と隠岐沿岸から成り、それぞれの海岸延長は 561 km および 466 km で総延長 1,027 km（全国 10 位）である。

島根本土沿岸は東西に細長く地形的に変化に富んでいることが特徴的である。最も東側に位置する島根半島では一部に砂浜海岸があるものの、大半は海岸背後まで山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。島根半島から南下し西側に伸びる出雲市大社町稲佐浜から西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸やリアス式海岸で形成されている。出雲市の西側の大田市は岩礁海岸が多く、江津市に入ると砂浜海岸が連なる。浜田市で再び岩礁海岸が多くなり、最も西側に位置する益田市は大規模な砂浜海岸を有している。

隠岐諸島は、大きく島前（西ノ島、中ノ島、知夫里島）と島後の 2 つの地域からなる。隠岐沿岸は複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸があるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。

島根県の沿岸では、黒潮から分岐した対馬海流が概ね南西から北東方向に流れており、漂流物は西側から流れてくることが考えられる。日本海の流れ図を図 2-1 に示す。

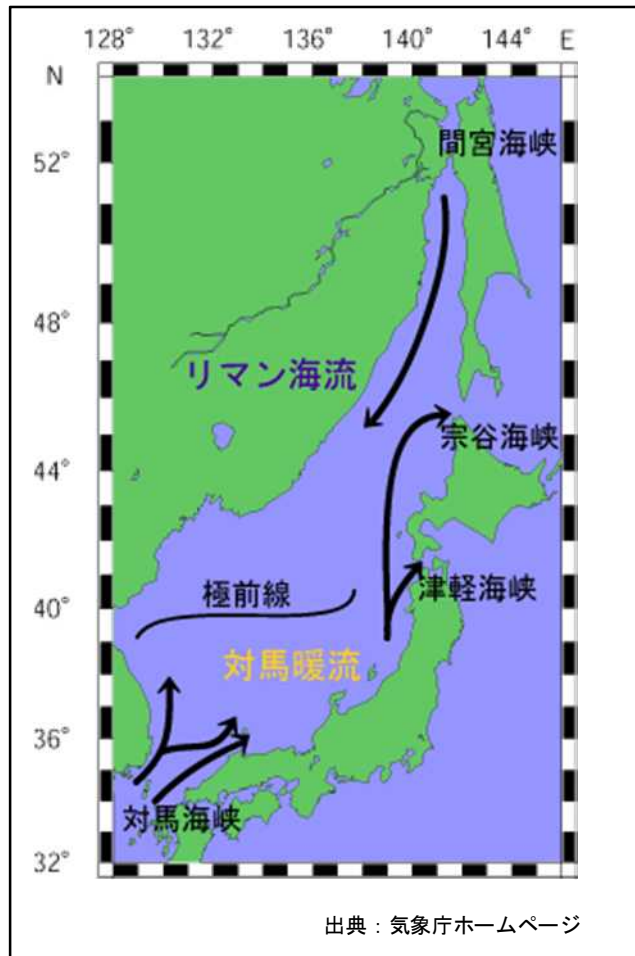


図 2-1 日本海の海流図

(2) 海岸の自然特性

島根県沿岸の自然特性について図 2-2 に示す。

1) 島根県の自然公園および自然保護

島根県では、島根半島や隠岐諸島が大山隠岐国立公園に指定され、浜田市では石見畳ヶ浦および国府海岸を中心として浜田海岸県立自然公園が指定されている。また、浜田市の三隅海岸は自然環境保全地域として指定されている。島根県沿岸には、国指定の天然記念物である経島ウミネコ繁殖地や石見畳ヶ浦といった景勝地が多数存在する。さらに、島根半島および隠岐諸島を中心として県内ほぼ全域で「しまねレッドデータブック」（島根県環境生活部自然環境課 平成 16 年 3 月改定版）において緊急保護種とされているハヤブサが生息している他、県内各地に笠浦ハマビワ群落、出雲海岸砂丘植生、仁摩海岸クロマツ林、今津トウテイラン群生地等多くの特定植物群落がみられる。

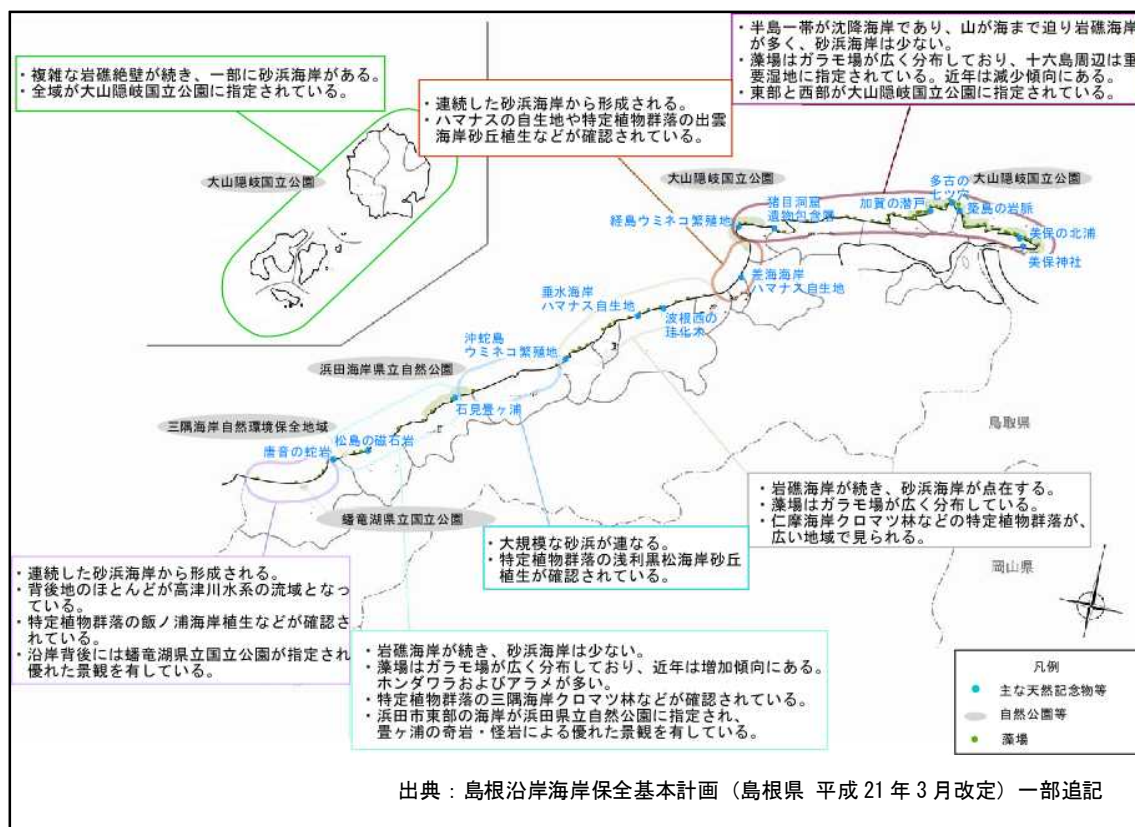


図 2-2 島根県沿岸の自然特性

2) 河川の状況

島根県には、斐伊川、江の川、高津川の一級河川 3 水系および 72 の二級水系（三度川水路含む）が存在している。一級河川の概要を以下に示す。

① 斐伊川水系

斐伊川は、中国山地の船通山に発し、北に流下し大馬木川、阿井川等の支流を合わせ、出雲平野に出てから東に向きを変え、宍道湖、中海の二つの湖を経て日本海に注いでいる。その流域面積は 2,070 km² である。

② 江の川水系

江の川は、中国山地のほぼ中央を貫流しており、濁川、八戸川等の支流を合わせ、日本海に注ぐ中国地方最大の河川である。その流域は広島県および島根県に属し、それぞれの県における流域面積は 2,640 km² および 1,260 km² である。

③ 高津川水系

高津川は、山口県と島根県の県境に連なる中国山地に位置する島根県鹿足郡吉賀町（旧六日市町）田野原に発し、北に流下し益田市を貫流し、津和野川、匹見川等の支流を合わせ日本海に注いでいる。その流域面積は 1,090 km² であり、その流域面積は

島根県全面積の約 16 %を占めている。なお、高津川は平成 18 年および平成 22 年の一級河川の水質ランキングで 1 位（国土交通省 平成 18 年および平成 22 年）であった。

(3) 海岸の利用特性

島根県沿岸の利用特性を図 2-3 に示す。

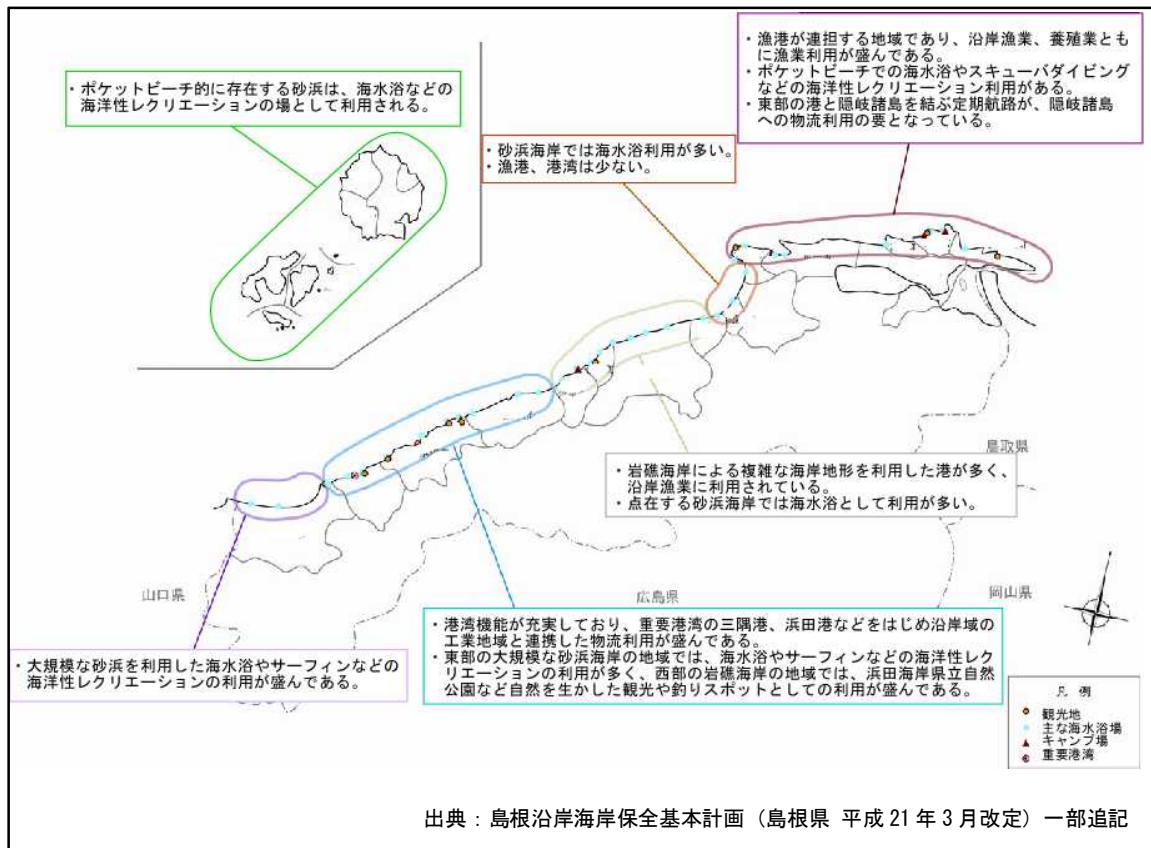


図 2-3 島根県沿岸の利用特性

1) 港湾・漁業

島根県は、えびす社の総本社である美保神社が存在するなど、古くから漁業や海運など海とのつながりが深い地域である。島根県の沖合には、黒潮から分かれた対馬暖流が北東に向かって流れており好漁場を形成し、県全域で広く漁業が営まれている。

① 港湾

島根県には、浜田港、三隅港、西郷港および境港（島根県・鳥取県両県管理）の 4 つの重要港湾および 77 の地方港湾があり物流の拠点となっている。

② 漁港

島根県には、十六島漁港、中村漁港および浦郷漁港の3つの第4種漁港が存在する。また、特定第3種漁港として浜田漁港が、第3種漁港として恵曇漁港、大社漁港、および西郷漁港の3港が指定されている。この他、島根県には第2種漁港が22港、第1種漁港が55港存在している。

2) レクリエーション

① 海水浴場

島根県は沿岸全域に多くの海水浴場を有している。代表的な海水浴場の来場客数を表2-1に示す。浜田市の石見海浜公園海水浴場および出雲市のキララビーチ（多伎海水浴場）では、毎年5万人以上の海水浴客が訪れている。また、石見海浜公園海水浴場は、環境省が選定する「快水浴場百選」（快適な水浴場を普及することを目的として選定されている。）に選定され、出雲市の稲佐の浜および大田市の琴ヶ浜は日本の渚百選に選定されている。

表 2-1 代表的な海水浴場の来場客数（過去 5 年間）

市町村	海水浴場名称	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
松江市	桂島海水浴場	10,000	8,000	9,000	6,100	8,900
	北浦海水浴場	25,345	35,875	45,358	5,326	13,478
	古浦海水浴場	17,200	17,600	19,200	9,100	17,500
	小波海水浴場	16,500	14,000	16,000	11,500	15,800
	その他海水浴場（大芦、野波、多古、沖泊、瀬崎）	21,000	18,000	19,000	6,100	8,900
出雲市	稲佐の浜海水浴場	5,388	6,968	5,382	964	1,000
	河下・猪目海水浴場	2,050	3,500	4,000	1,200	-
	おわし浜海水浴場	5,408	9,000	9,000	5,800	5,700
	田儀海水浴場	2,925	2,914	3,113	2,450	3,184
	キララビーチ （多伎海水浴場）	54,385	92,050	88,525	56,000	98,480
大田市	櫛島海水浴場	4,500	6,000	4,500	4,100	-
	久手海水浴場	10,000	20,800	20,800	18,800	4,000
	琴ヶ浜海水浴場	8,780	22,000	21,900	19,800	6,500
	鳥井海水浴場	15,500	2,000	15,500	14,000	3,000
	波根海水浴場	6,500	9,000	9,000	8,100	-
	福光海水浴場	8,900	8,900	8,900	8,200	-
	仁万海岸海水浴場	800	1,000	800	800	-
浜田市	石見海浜公園海水浴場	85,338	85,734	78,590	67,447	102,997
	折居海水浴場	2,770	2,990	2,580	1,030	2,540
	国府・豊ヶ浦海水浴場	66,060	60,000	52,000	21,000	65,000
	三隅海岸海水浴場	7,400	7,350	7,000	3,000	7,000
	浜田海岸海水浴場	3,975	3,838	3,665	2,250	4,520
江津市	浅利海水浴場	3,600	2,650	3,450	2,900	3,900
	黒松海水浴場	2,150	2,100	2,050	1,850	2,850
	波子海水浴場	38,100	35,200	35,700	22,000	37,450
益田市	小浜海水浴場	8,500	6,800	8,400	2,900	-
	土田海水浴場	24,100	21,900	26,600	12,700	-
	持石海水浴場	31,500	19,300	23,900	11,100	5,400
	その他遊泳場	8,900	7,300	8,900	3,400	-
隠岐の島町	塩浜海水浴場	5,725	4,547	5,113	4,453	5,915
	海幸の浜（本津戸）海水浴場	1,386	1,242	768	181	-
	中村海水浴場	2,590	3,760	2,010	4,970	4,445
	春日の浜海水浴場	1,810	1,923	1,492	1,190	1,510
	福浦・沖ノ浦・久見海水浴場	1,471	3,170	7,889	-	2,373 （福浦）
海士町	明屋海水浴場	1,350	1,350	0	1,352	1,884
	レインボービーチ	-	-	-	-	3,356
西ノ島町	外浜海水浴場	4,961	4,249	5,306	2,894	4,597
	耳浦（東国賀）海水浴場	1,095	813	0	-	439
知夫村	島津島・長尾海水浴場	857	891	927	790	-

出典：島根県観光動態調査結果表（島根県商工労働部観光振興課 平成 18 年～22 年）

② 釣り

島根県では、県内外より多くの釣り人が訪れており、特に松江市美保関町および浜田市には毎年 10 万人程の釣り人が訪れる。代表的な釣り場の釣り客数を表 2-2 に示す。

表 2-2 代表的な釣り場の釣り客数（過去 5 年間）

市町村	海岸名称	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
松江市	恵曇海岸	21,460	21,500	21,500	21,500	21,500
	島根町全域釣り	58,500	60,400	64,500	65,100	65,800
	美保関町全域釣り	86,600	101,700	106,000	103,900	101,800
出雲市	平田海岸釣り	38,578	28,800	26,800	26,800	26,600
	多伎町全域釣り	5,019	6,667	6,760	6,639	6,639
	大社町全域釣り	50,321	44,500	44,500	44,500	44,500
浜田市	浜田市全域釣り	90,640	95,120	86,561	92,920	109,050
	三隅海岸釣り	530	1,180	1,480	1,500	1,500
江津市	江津海岸釣り	24,489	17,009	24,227	19,037	18,638
益田市	益田市全域釣り	76,800	76,200	80,700	21,000	18,900
隠岐の島町	布施地区全域釣り	1,300	1,135	1,370	1,280	-
	五箇海岸釣り	668	660	-	-	-
西ノ島町	西ノ島町全域釣り	3,318	1,234	-	-	-
	海釣り公園センター	1,377	1,075	1,367	1,695	1,293
知夫村	知夫村全域釣り	2,161	1,864	1,648	1,822	-

出典：島根県観光動態調査結果表（島根県商工労働部観光振興課 平成 18 年～22 年）

③ サーフィン、ダイビング、シーカヤック

島根県は沿岸では、サーフィン、ダイビング、カヤック等多彩なマリレジャーが楽しまれている。

④ その他

島根県は沿岸には、夕日百選に選定されている出雲市のキララビーチ等、日本海に沈む夕日を楽しむことができる夕日スポットが多数存在している。

隠岐諸島は 2009 年に日本ジオパークに認定され、優れた地質遺産を有している。また、隠岐ジオパークとしてエコツアーや体験学習等が企画されており、地域住民を中心とした地域資源の評価と地域の活性化への取組が行われている。

(4) 海岸の管理区分

島根県の海岸の所管を図 2-4 に示す。海岸は、海岸保全区域および一般公共海岸区域に区分される。海岸保全区域は、国土交通省（水管理・国土保全局、港湾局）、農林水産省（水産庁、農村振興局）が所管しており、その多くの管理は海岸管理者等（以下「海岸管理者」という。）である県または市町村が行っている。一般公共海岸区域は、国土交通省（水管理・国土保全局）が所管し、管理は海岸管理者である県が行っている。

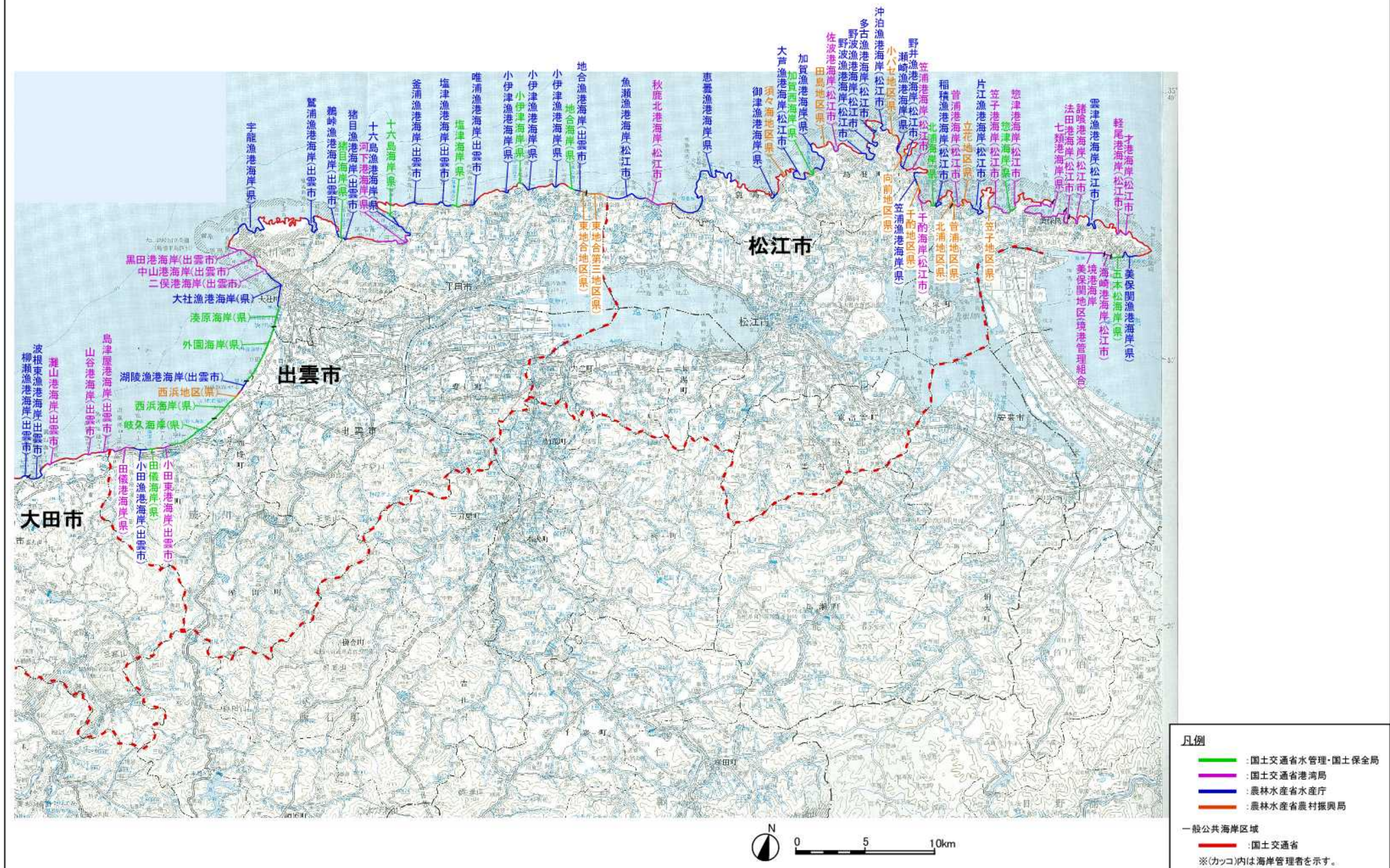


図 2-4 海岸の所管 (1)

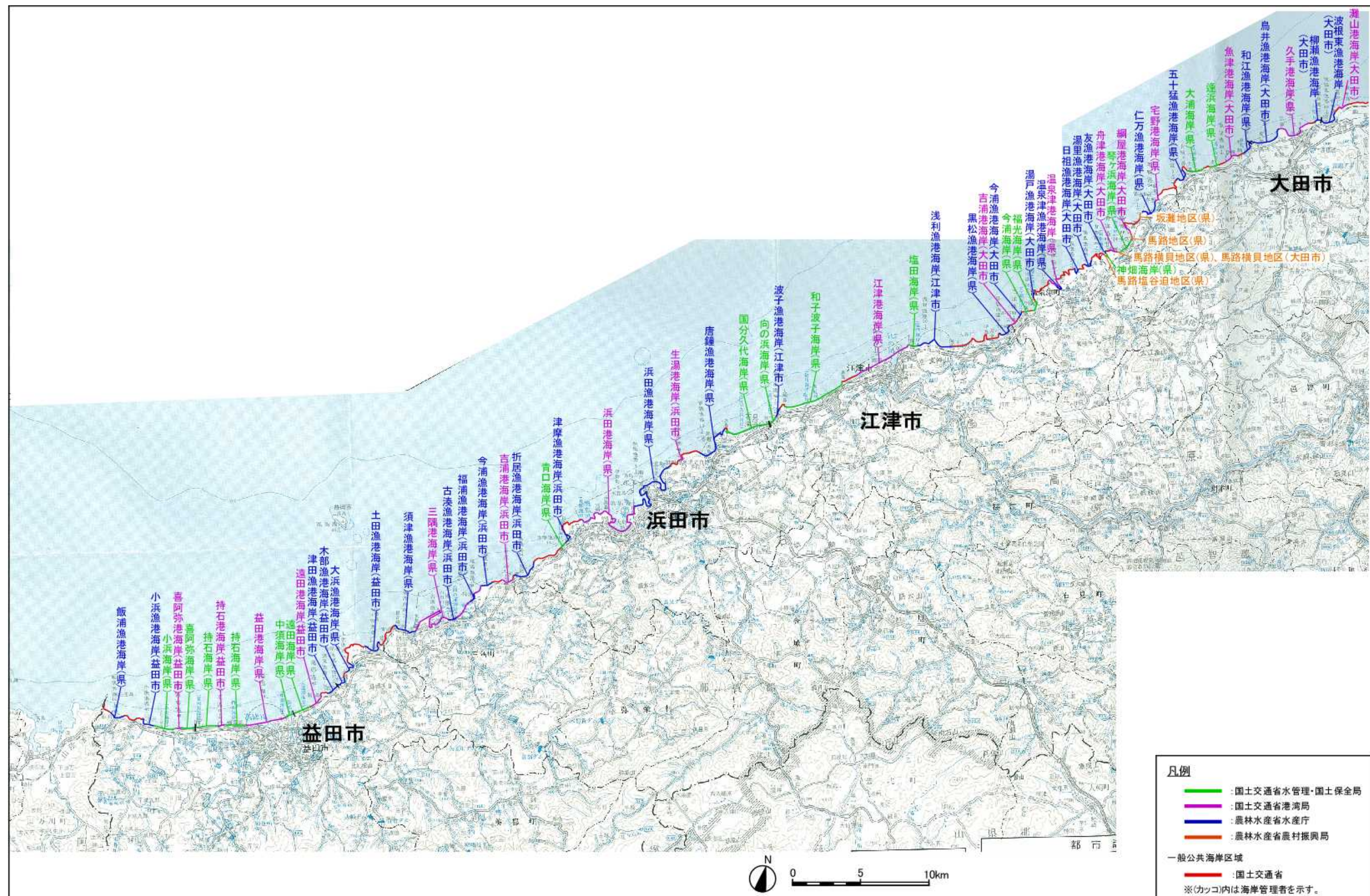


図 2-4 海岸の所管 (2)

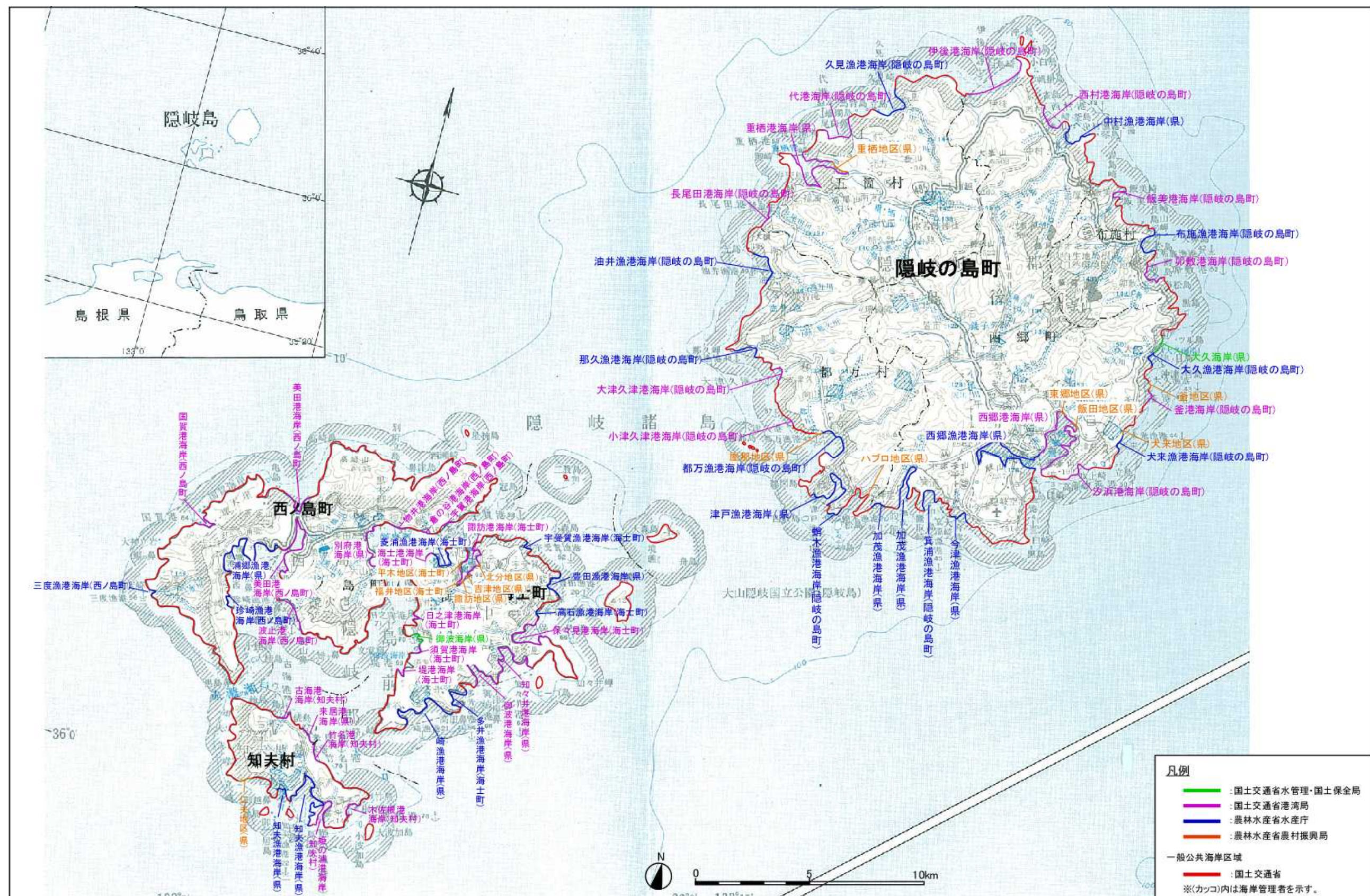


図 2-4 海岸の所管 (3)

2.2 海岸漂着物の現状

(1) 海岸漂着物の現状

1) 既存資料からみた全国的な状況および島根県の状況

① 全国的な海岸漂着物の状況

海岸漂着物の全国における実態を網羅的に把握した調査事例として、海岸を有する全市町村を対象として調査を実施した「海岸における一体的漂着ゴミ対策検討調査報告書」（農林水産省・国土交通省 平成 19 年 3 月）がある。

この調査は、全国の海岸線を有する市町村(664 自治体)のうち、606 市町村(91.27 %)で実施され、各市町村において海岸漂着物の状況を反映する代表的な 6 ヶ所で調査が実施された。調査方法は、各調査地点の海岸 100 m 間を見渡し、平均的な 10 m において目視により海岸漂着物量（流木・海草除く）を推計したものである。

調査結果を図 2-5 に示す。調査結果によると、全国の海岸漂着物の分布は地域的偏差が大きく、特に九州地方北部、東北地方北部などに海岸漂着物の量が多くなっていた。日本海沿岸では、地点ごとの海岸漂着物量は少ないものの広域に分布している。また、全国の海岸漂着物の 7 割が全体の 1 割未満の海岸に偏在しており、海岸漂着物は面的に広がっているのではなく広域に点在していた。

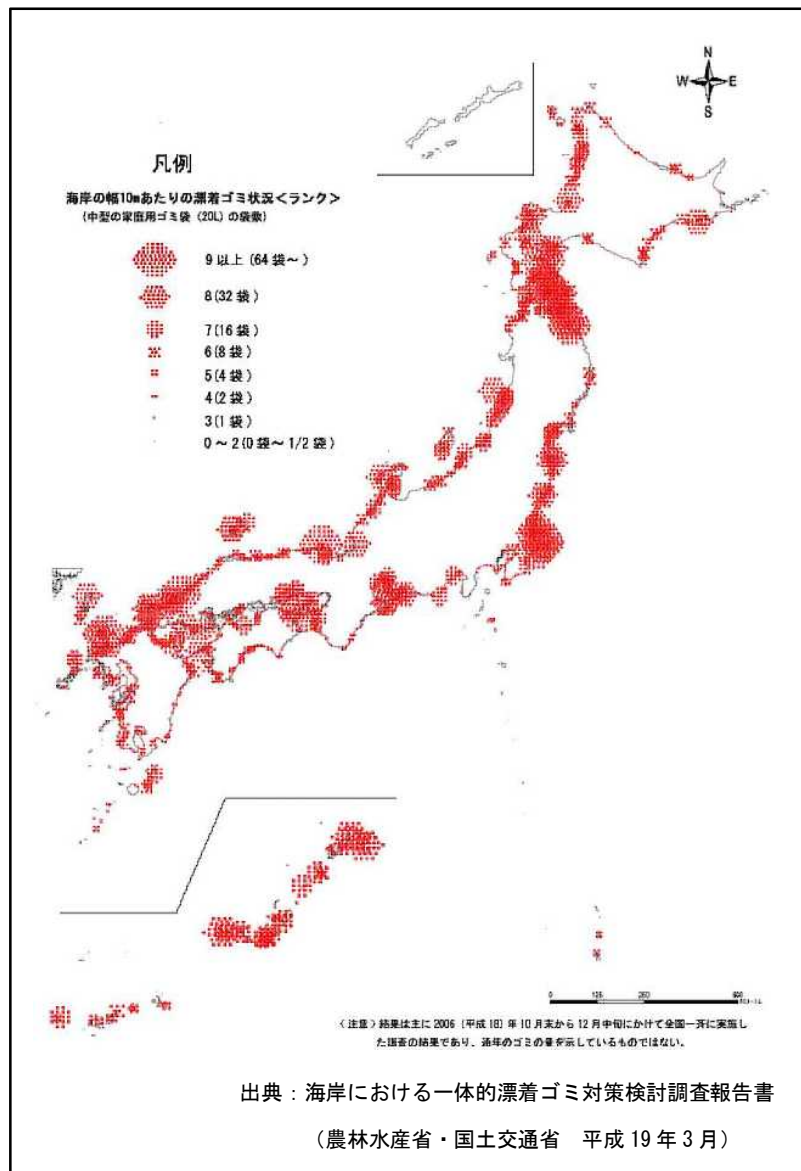


図 2-5 全国の海岸漂着物量分布

② 島根県の海岸漂着物の状況

環境省では、平成19年度からの2年間(第1期)および平成21年度からの2年間(第2期)において、漂流・漂着ゴミに係る実態の把握、地域の実情に応じた発生源対策や回収処理対策を進めるため、全国的に漂着ゴミ削減のモデル調査を実施している。島根県からは、第2期の「平成21年度・22年度 漂流・漂着ごみに係る国内削減方策モデル調査」(環境省)(以下「モデル調査」という。)において、松江市(小波海岸～沖泊湾岸)が選定され調査が実施されている。モデル調査では、モデル地域に設定した調査範囲において、海岸漂着物の回収・分類を定期的に行うことで、海岸漂着物の種類に加え量や分布状況の経時的変化について考察されている。

松江市（小波海岸～沖泊湾岸）における海岸漂着物（人工物+流木・灌木、海藻を除く）の組成は、図 2-6 に示すとおり重量比でプラスチックが最も多く、37%を占めていた。次いで流木が 32%、灌木が 24%となっていた。

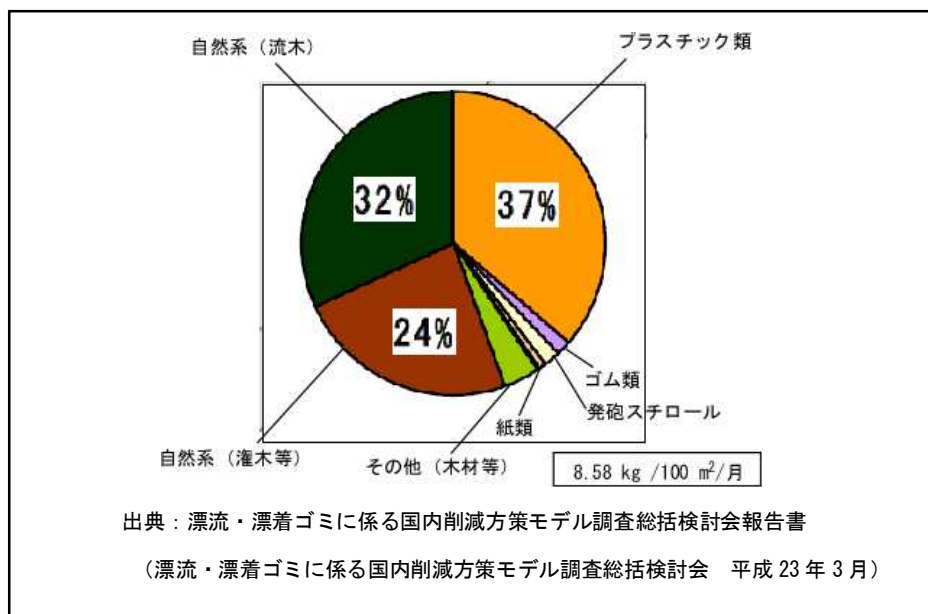


図 2-6 松江市（小波海岸～沖泊湾岸）で回収された海岸漂着物の組成

図 2-7 に松江市(小波海岸～沖泊湾岸)における、ペットボトルの国別割合を示す。日本製（45%）が最も多く、次いで韓国（25%）、そして中国（9%）、台湾（2%）であった。

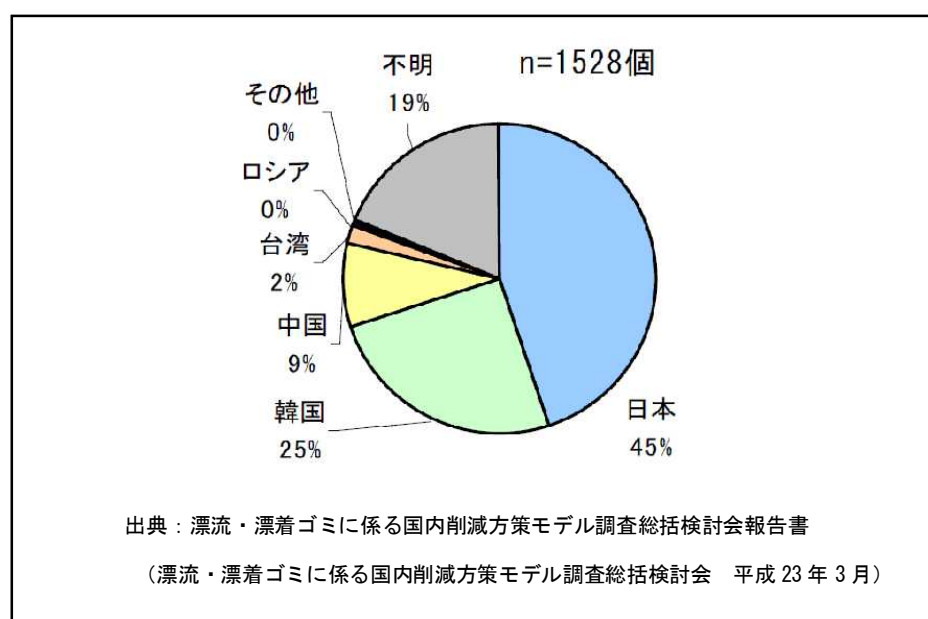


図 2-7 松江市（小波海岸～沖泊湾岸）のペットボトル国別割合

松江市（小波海岸～沖泊湾岸）では、平成 21 年 12 月、平成 22 年 2 月、6 月および 8 月の計 4 回調査が実施されている。海岸漂着物の季節変化について図 2-8 に示す。松江市では、季節風の影響により秋季から冬季にかけて海岸漂着物が多く漂着していた。

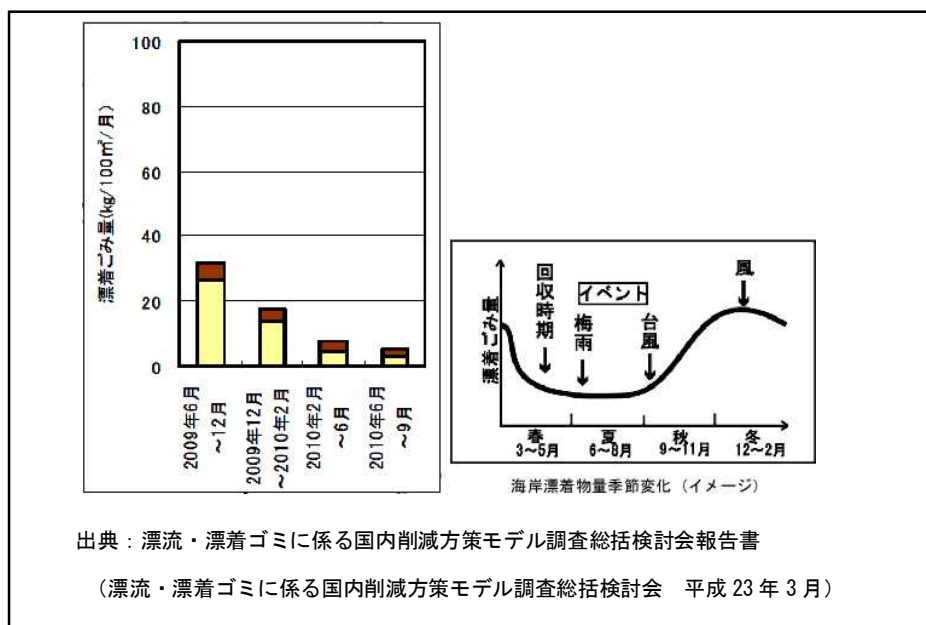


図 2-8 松江市（小波海岸～沖泊湾岸）における海岸漂着物の季節変化

2) 島根県沿岸の個別海岸状況把握調査

島根県は、平成 23 年 9 月から 10 月にかけて個別海岸での海岸漂着物の状況を把握するための調査（以下「状況把握調査」という。）を実施した。なお、個別海岸は、海岸漂着物の存在状況や地形特性から区切った海岸である。島根本土沿岸は陸上からアクセス可能な海岸で海岸漂着物が存在する海岸を選定し、隠岐沿岸は陸上からアクセス可能な海岸に加え、海上から海岸漂着物が確認できた海岸を選定した。

状況把握調査は、モデル調査における調査手法として採用されている「水辺の散乱ゴミの指標評価手法」（国土交通省・JEAN/クリーンアップ全国事務所・パートナーシップオフィス：海岸版 2006）に基づいて実施されている。同手法は、海岸漂着物の状況が代表的（平均的）な海岸延長 10 m を目視し、海岸線 10 m あたりの海岸漂着物量を「ゴミ袋の数量（単位：20 L）」とそれに対応する「ランク（数値による表現、0～10）」で示すものである。現地調査の実施手順を以下に示す。また、状況把握調査模式図を図 2-9 に、海岸漂着物量の推定指標を表 2-3 に、調査結果を図 2-10 に示す。

- ① 対象海岸の代表的（平均的）な場所で写真撮影を行う。
- ② 測距儀等を用いて海岸延長、奥行を測定する。
- ③ 対象海岸の代表的（平均的）な場所に 10 m を調査区域とする（小規模海岸は全体を対象とする）。GPS を用いて調査区域の中心地点の緯度経度を測定する。
- ④ 調査区域内の海岸漂着物を種類ごとに目視で量を推定する（ごみ袋 20 L を基準とする）。
- ⑤ 海岸の状況の特徴的な事項を記載する。
 - －地形等の条件による清掃の危険性・難易度
 - －アクセス性・作業効率
 - －海岸地形的な漂着ごみの滞留性・残留性

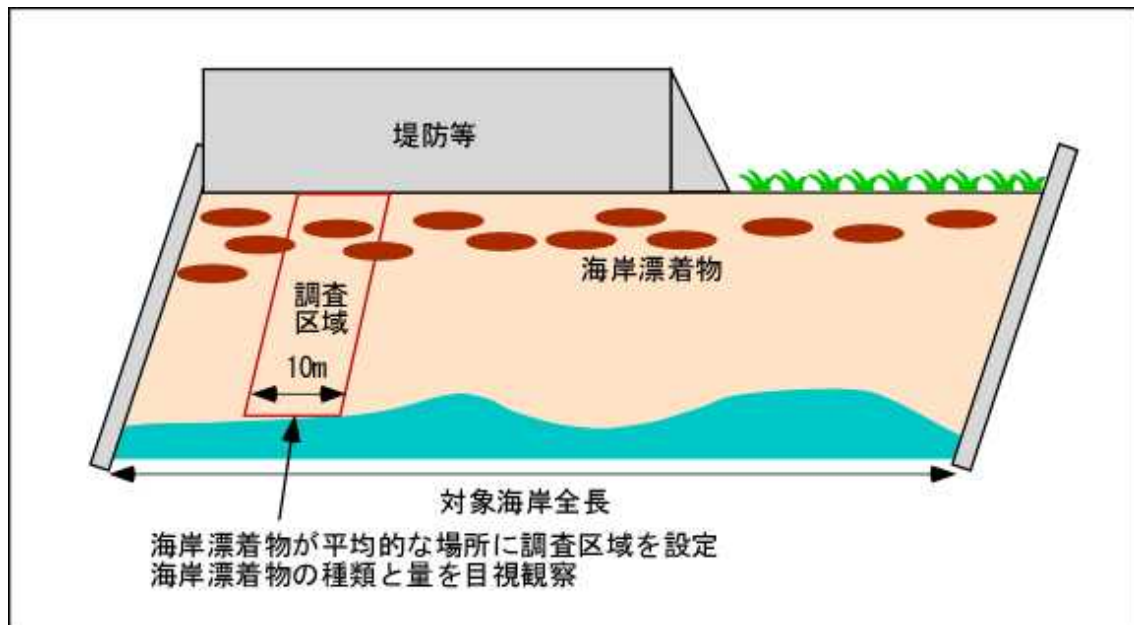


図 2-9 状況把握調査模式図

表 2-3 海岸漂着物量の推定指標

ランク	ごみ袋の数量（袋）（20 L あたり）※ ¹	ランク別 色分け
0	—	
T	約 1/8 袋	
1	約 1/4 袋	
2	約 1/2 袋	
3	約 1 袋	
4	約 2 袋	
5	約 4 袋	
6	約 8 袋	
7	約 16 袋	
8	約 32 袋	
9	約 64 袋	
10	約 128 袋以上	

※1 出典：「水辺の散乱ゴミの指標評価手法」

（国土交通省・JEAN/クリーンアップ全国事務所・パートナーシップオフィス：海岸版 2006）

★図の見方

ごみ袋の位置は調査対象とした「個別海岸」の位置を示します。
調査の対象とした「個別海岸」は原則として陸上からアクセス可能な海岸で、海岸漂着物が多い海岸を優先的に選定しています。
ごみ袋の表示がない海岸は、調査対象としなかった海岸で、陸上からアクセスできない海岸、海岸漂着物がない、または少ない海岸などです。

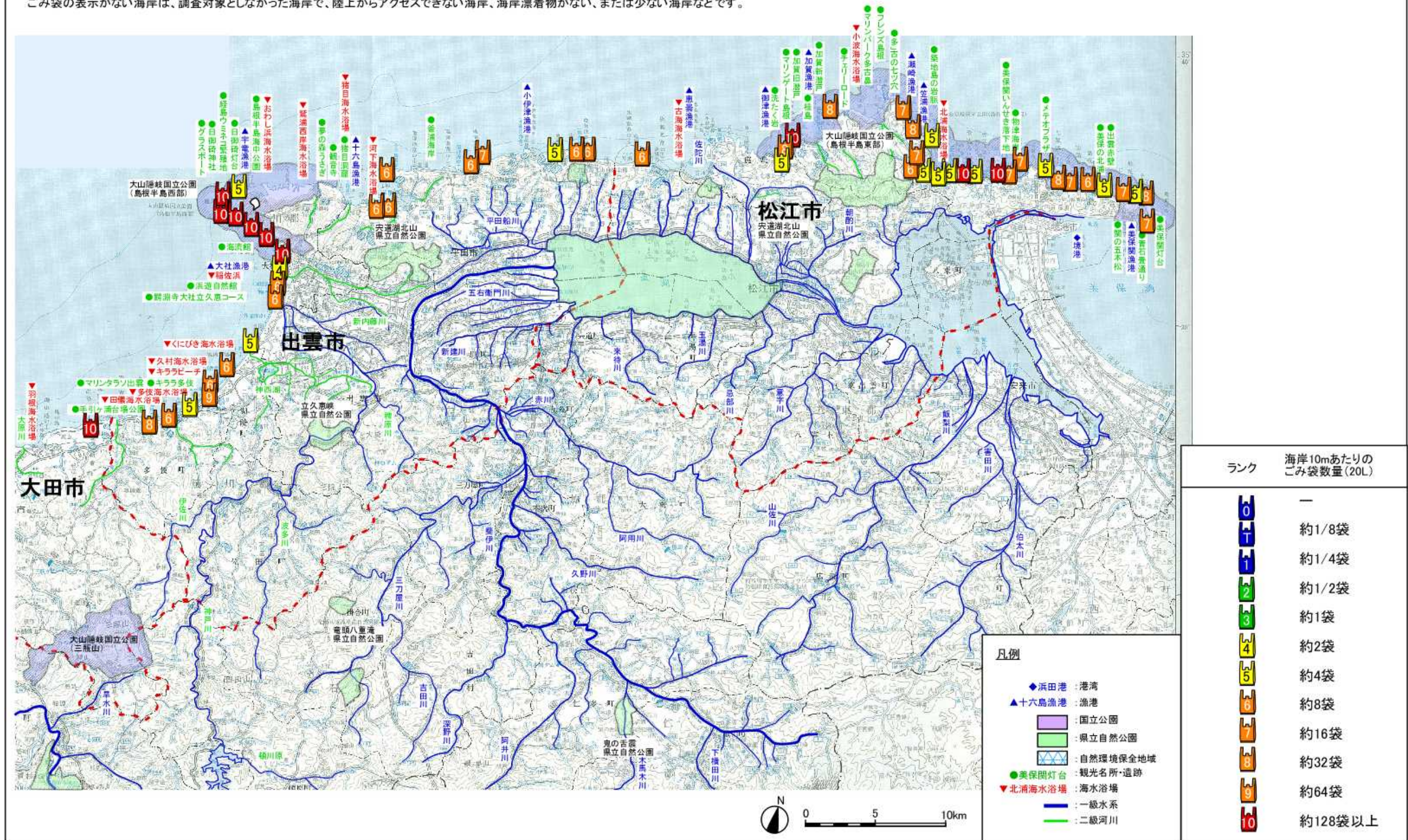


図 2-10 個別海岸状況把握調査結果 (1)

★図の見方

ごみ袋の位置は調査対象とした「個別海岸」の位置を示します。
調査の対象とした「個別海岸」は原則として陸上からアクセス可能な海岸で、海岸漂着物が多い海岸を優先的に選定しています。
ごみ袋の表示がない海岸は、調査対象としなかった海岸で、陸上からアクセスできない海岸、海岸漂着物がない、または少ない海岸などです。

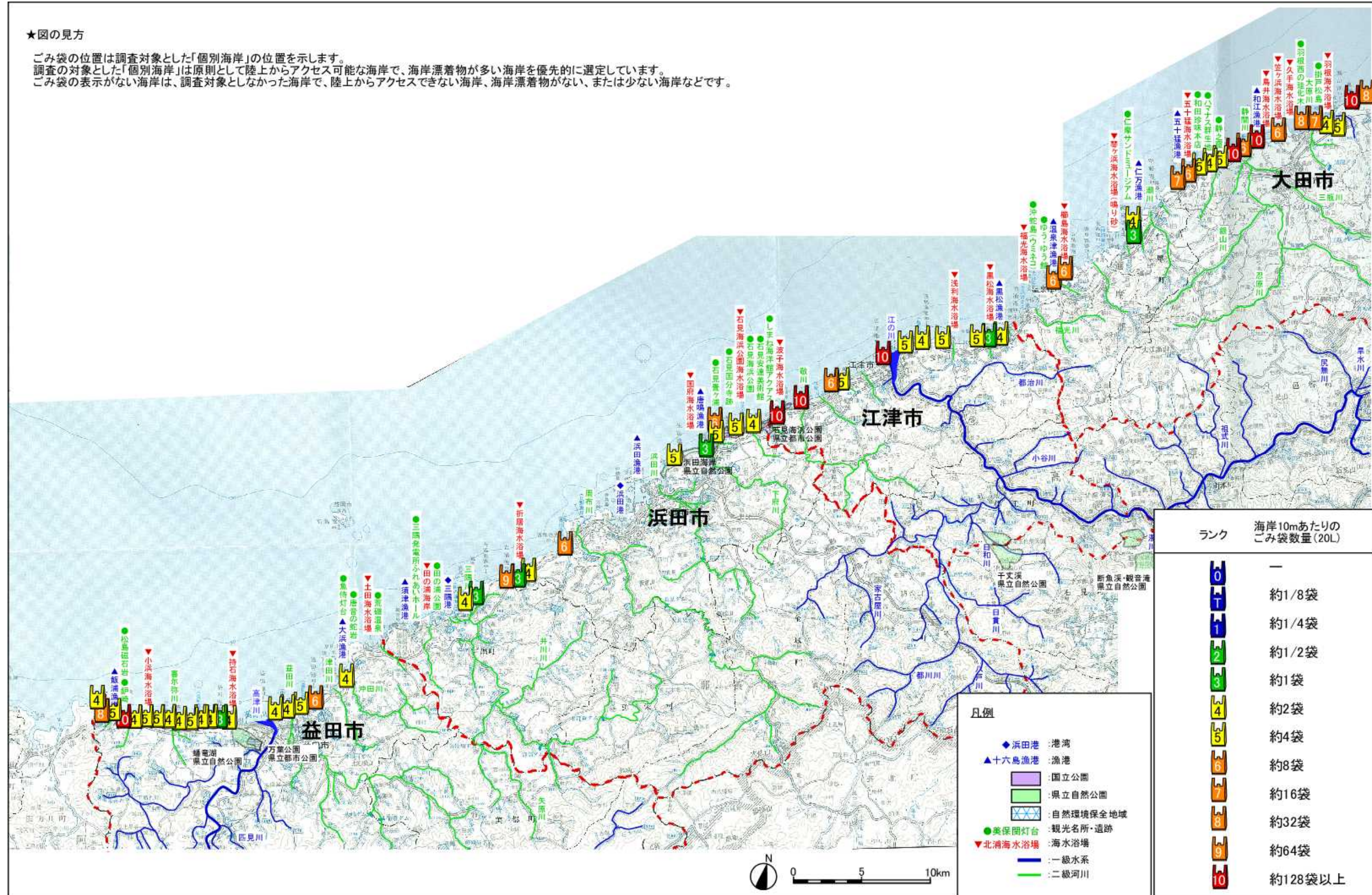


図 2-10 個別海岸状況把握調査結果 (2)

★図の見方

ごみ袋の位置は調査対象とした「個別海岸」の位置を示します。
調査の対象とした「個別海岸」は原則として陸上からアクセス可能な海岸で、海岸漂着物が多い海岸を優先的に選定しています。
ごみ袋の表示がない海岸は、調査対象としなかった海岸で、陸上からアクセスできない海岸、海岸漂着物がない、または少ない海岸などです。

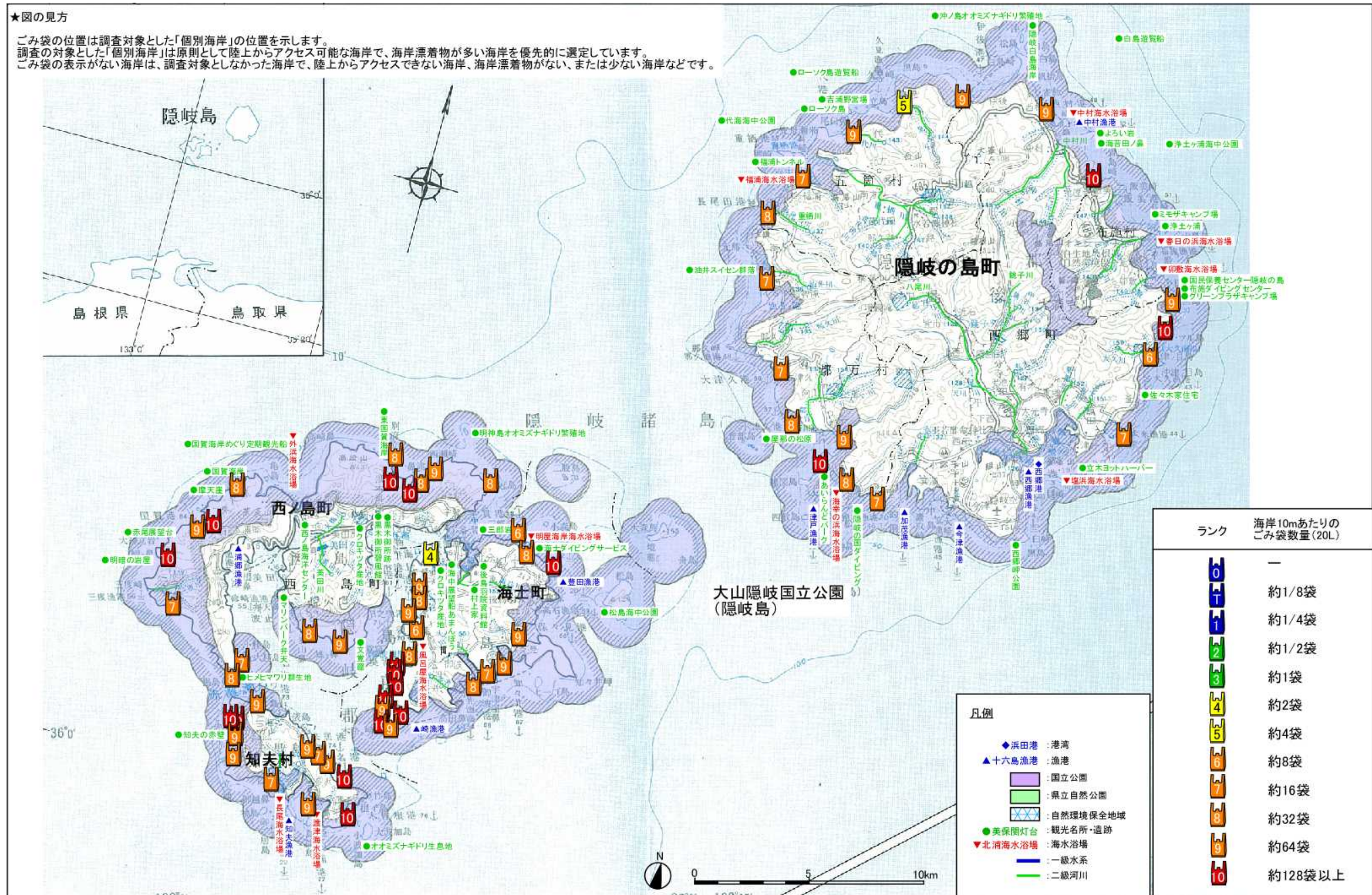


図 2-10 個別海岸状況把握調査結果 (3)

3) 回収・処理実績

島根県内における海岸漂着物の回収・処理実績等を把握するため、県内沿岸 10 市町村を対象としたアンケート調査を実施した。各沿岸市町村における過去 5 年間の回収・処理実績を別紙-1 に添付した。

2.3 海岸漂着物対策の課題

(1) 回収・処理の課題

島根県内において回収・処理活動を実施する際に、回収、収集・運搬、処理、それぞれにどのような問題点があるかを把握するために、沿岸 10 市町村を対象としたアンケート調査を実施した。アンケート調査結果を以下に取りまとめた。

1) 回収作業の問題点

【島根本土沿岸】

- 人口が少ないことや高齢化による人手不足
- 人力で搬出場所まで回収物を持ち出すことが困難な場合がある
- 医療用廃棄物や中身（強酸等）が入ったポリタンク等は回収に危険が伴う
- 現状では、緊急雇用臨時職員が回収している（浜田市）。緊急雇用対策事業が終われば回収が困難

【隠岐沿岸】

- 人口が少ないことや高齢化による人手不足
- 船舶が必要な場所が多く回収費用の確保等が困難

2) 収集・運搬の問題点

【島根本土沿岸】

- 船舶が必要な海岸が多い（陸上からのアクセスが危険な場所が多い）
- 海岸延長が長い場所、回収困難な場所がある
- 軽トラックでの運搬となるので、運搬量に限りがある

【隠岐沿岸】

- 船舶が必要な海岸が多い（陸上からのアクセスが危険な場所が多い）
- 船舶による収集は運搬費用が嵩み、費用の確保が困難

3) 処理の問題点

【島根本土沿岸】

- 処理費用が嵩む
- 処理施設への搬入に分別規制があり、漁網、ロープ等形状によって処理困難な物がある

- タイヤ、家電、産業廃棄物等、処理困難な物が多い
- 危険物の処理ルートが不明確
- 処理施設の残余処理量が少ない

【隠岐沿岸】

- 町では、ボランティアで回収した漂着物を一般廃棄物処分場で埋立処分することになり施設の埋立年数が短くなる
- 一般廃棄物処理場で処分が困難な場合、島根本土の民間処理場で処分することになり、処理費用の確保等が困難

(2) 回収・処理活動における要望

沿岸市町村へのアンケート集計結果より、回収・処理活動における要望を図 2-11 に示す。海岸漂着物の回収・処理における国や県への要望としては、多くの市町村が「処理費用など財政補助の充実化」を望んでいた。次いで要望が多かったのは、「広域的な発生源対策」、と「関係者の役割分担の明確化」であった。

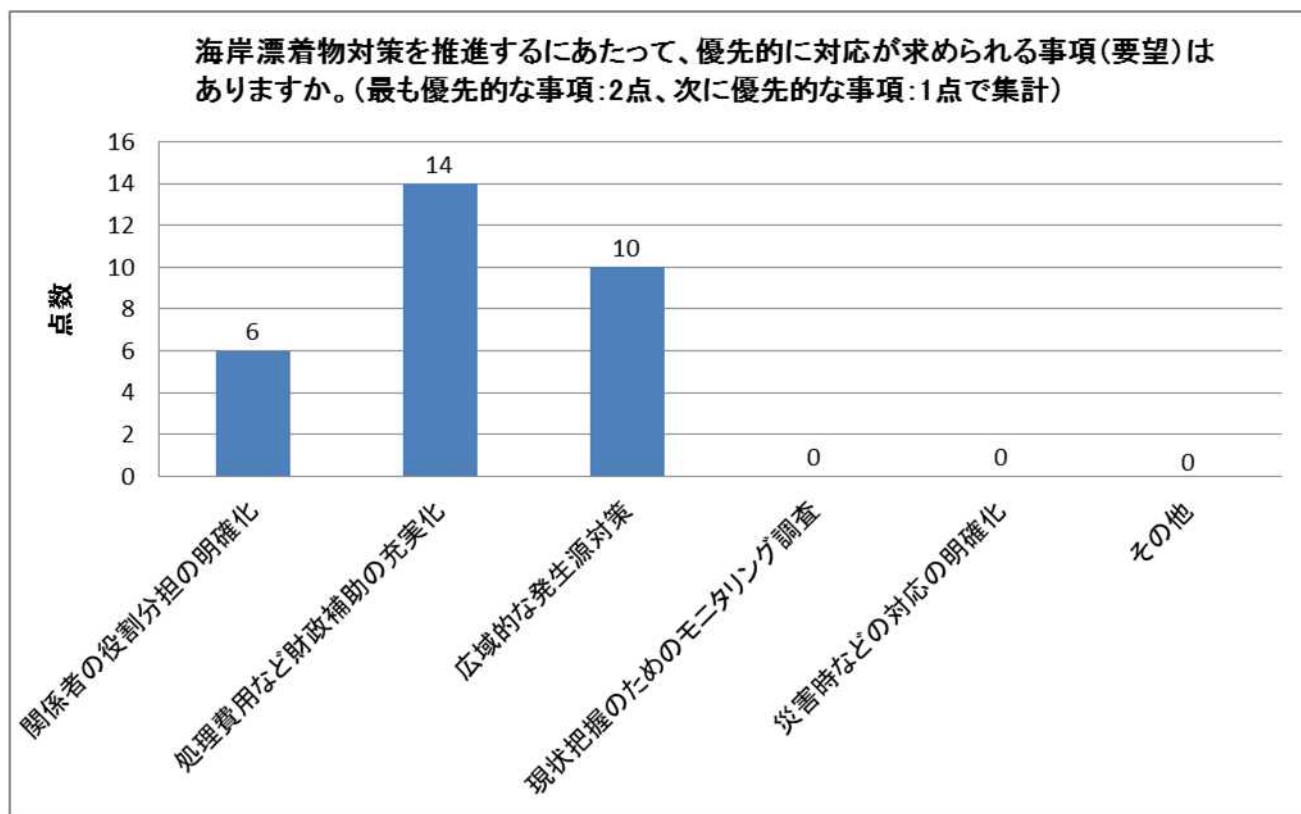


図 2-11 回収・処理活動における要望

第3章 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

3.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）

(1) 重点区域の選定方法

島根県では、海岸漂着物の回収・処分の必要性が高い地域を「海岸漂着物対策を重点的に推進する区域」（以下「重点区域」という。）として選定し、海岸漂着物の回収・処理に関する重点的な対策を推進する。

重点区域の選定にあたっては、①港湾・漁港の利用状況、②レクリエーションの利用状況、③自然環境の状況および④海岸漂着物の状況の4つの評価項目で評価した。表3-1に重点区域の評価基準を示す。

表 3-1 重点区域の評価基準

評価項目	評価指標	評価基準
① 港湾・漁港の利用状況	港湾・漁港の存在	港湾・漁港として利用されている海岸
② レクリエーションの利用状況	レクリエーション利用	海水浴場、釣り場等レクリエーションの場として利用されている海岸
③ 自然環境の状況	自然公園の存在	沿岸が自然公園に指定されている、あるいは指定群落等が存在している海岸
④ 海岸漂着物の状況	海岸漂着物の量	個別海岸状況把握調査の結果による海岸線延長10 mあたりの海岸漂着物の推計量がごみ袋8袋（ランク6）※ ¹ 以上の海岸

※1：最上川2005ゴミマップ（2005）を参照し、海岸が海岸漂着物によって「ゴミで覆われている」状況に該当する「ランク6」以上を評価基準とした。

(2) 重点区域

重点区域の評価基準に従い、図3-1に重点区域評価結果として、重要港湾・漁港（第4種、特定第3種、第3種および第2種）、海水浴場、釣り場および沿岸に存在する自然公園の範囲、状況把握調査の結果ランク6以上の海岸漂着物が確認された海岸を示した。

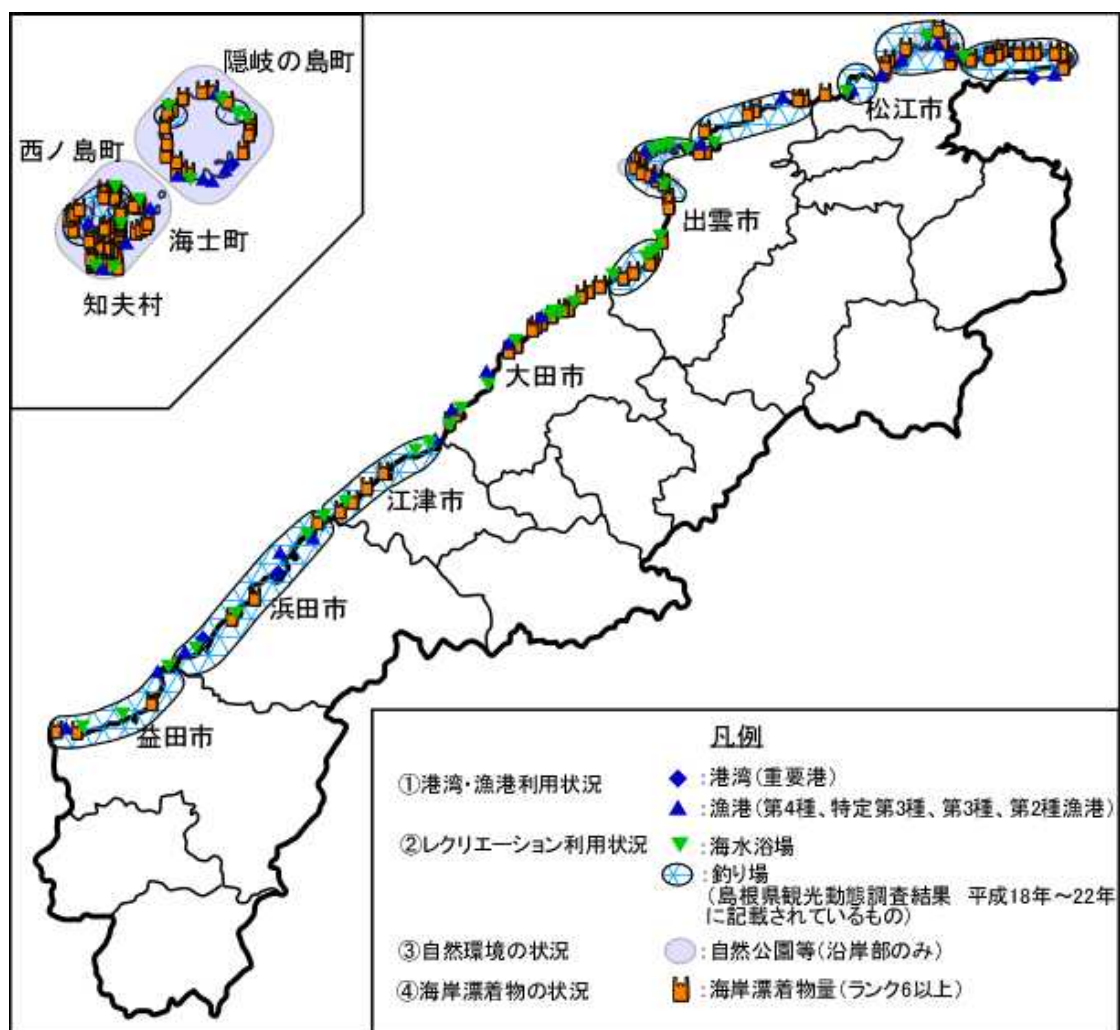


図 3-1 重点区域評価結果図

1) 港湾・漁港の利用状況

① 港湾

島根県内には、多くの港湾が存在し、その数は全国で3番目に多い。島根県の港湾は、外貿、内貿、エネルギー、避難、漁業、観光等の拠点港として地域特性に応じて利用されている。

② 漁港

島根県の沿岸は、全国的にも有数な好漁場に恵まれていることから、県内に多くの漁港が存在している。

「漁港海岸の漂着ゴミ調査について」(財団法人 漁港漁場漁村技術研究所 大川 大一他)によると、海岸漂着物が漁業に与える影響は、海岸に漂着しているものより、海域を漂流している流木等や海底に蓄積されたものに起因する漁船や漁網の損傷被

害等に多く見られるとされている。したがって、漁港における海岸漂着物対策は、海岸漂着物の再漂流を視野に入れ、漁港周辺の広範囲での対応が必要である。

2) レクリエーションの利用状況

① 海水浴場等のレクリエーションおよび観光利用

島根県は沿岸全域に多くの海水浴場を有している。特に、島根沿岸中央部から西部にかけての海岸では大規模な砂浜海岸を利用した海水浴場が多く見られ、多くの利用客が見込まれている。

島根県は東西に細長く、県内のどの地方からも日本海に沈む夕日を鑑賞することができることから、県内には多数の夕日スポットが存在している。

② 釣り場

島根半島は三方を海に囲まれ、小さな島や入り組んだ磯が点在することから、沖釣り、船釣り、磯釣り等多様な釣りが楽しまれている。釣り客は、県内のみならず、関西方面からも多数訪れている。また、県西部は、岩場や浜など、変化に富んだ地形を有し、一年を通じて釣り客を集めている。さらに、隠岐諸島では、磯釣りで真鯛、ヒラマサ、石鯛等の大物が釣れることで有名である。

3) 自然環境の利用状況

島根県では、島根半島や隠岐諸島が大山隠岐国立公園に指定され、浜田市では石見畳ヶ浦および国府海岸を中心として浜田海岸県立自然公園が指定されている。また、浜田市の三隅海岸では自然環境保全地域としても指定されている。さらに、県内ほぼ全域で「しまねレッドデータブック」（島根県環境生活部自然環境課 平成 16 年 3 月改定版）において緊急保護種とされているハヤブサが生息している。ハヤブサは海岸部における生態系の頂点に立つ重要な種であるが、近年繁殖地付近への人の立ち入りや有害化学物質の蓄積などによる繁殖率の低下などが危惧されている。県内では、島根半島や隠岐諸島の海岸部を中心に繁殖地が確認されている。

4) 海岸漂着物の状況

状況把握調査結果によると、調査を実施した 180 海岸中 125 海岸においてランク 6 以上（10 m 範囲に 20 L ごみ袋 8 袋）の海岸漂着物が確認された。海岸漂着物が多い海岸は県内全域に点在しており、特に島根半島および隠岐諸島では多くの海岸漂着物が確認された。

5) 重点区域の選定

図 3-1 に示すように、島根県沿岸では、港湾・漁港、レクリエーションおよび自然環境に重要な場所が随所に見られる。さらに、県内ほぼ全域に多くの海岸漂着物が存在する海岸

が点在している。

したがって、これらの島根県沿岸の特徴および評価の結果を踏まえ、島根県沿岸全域が重点区域に該当すると判断した。ただし、漂着物処理を円滑に推進するため、重点区域を10市町村ごとの10単位区域に区分する。

第4章 海岸漂着物対策

4.1 海岸漂着物処理

海岸を含む海辺の環境は、これまで地域住民をはじめ多くの人々の不断の努力の積み重ねによりその保全が図られてきた。特に、漁港や港湾では施設の利用者を中心にした活動、海水浴場では地域住民を中心とした活動により海岸漂着物の回収が実施されてきた。さらに、大規模な海岸漂着物の発生時には、災害復旧事業として海岸管理者が回収を実施してきた。

また、平成22年度および平成23年度には、沿岸10市町村において地域グリーンニューディール基金事業による海岸漂着物の回収が実施されている。地域グリーンニューディール基金事業による回収実績がある海岸を表4-1に示す。

表4-1 平成22年度、平成23年度 地域グリーンニューディール基金事業 回収実績海岸

市町村	平成22年度、平成23年度 地域グリーンニューディール基金事業 回収実績海岸
松江市	恵曇漁港海岸、御津漁港海岸、加賀漁港、千酌港海岸、七類港海岸およびその周辺海岸
出雲市	釜浦漁港海岸、塩津漁港海岸、唯浦漁港海岸およびその周辺海岸
大田市	島津屋港海岸、山谷港海岸、灘山港海岸およびその周辺海岸
江津市	黒松漁港海岸、浅利漁港海岸、塩田海岸、江津港海岸、和木波子海岸およびその周辺海岸
浜田市	国分久代海岸、生湯港海岸、浜田港海岸、折居漁港海岸、三隅港海岸およびその周辺海岸
益田市	大浜漁港海岸、遠田海岸、持石海岸、小浜海岸、飯浦漁港海岸およびその周辺海岸
隠岐の島町	伊後港海岸、西郷漁港海岸およびその周辺海岸
海士町	御波港海岸、堤港海岸、崎漁港海岸、宇受賀漁港海岸およびその周辺海岸
西ノ島町	美田港海岸、国賀港海岸、珍崎漁港海岸、宇賀港海岸およびその周辺海岸
知夫村	古海俵島港海岸、来居港海岸、竹名港海岸、知夫漁港海岸およびその周辺海岸

(1) 個別海岸区分

個別海岸とは、状況把握調査の調査対象として選定した海岸である。また、それらは基本的に海岸漂着物が存在する海岸であり、海岸範囲は海岸漂着物の存在状況や地形特性によって区切られている。

海岸漂着物の対策を推進するにあたり、個別海岸の利用特性等によって生じている問題点や必要とされる対策が異なるものと考えられる。したがって、海岸漂着物が存在する個別海岸を、①漁港・港湾利用に関連する海岸、②海水浴場等観光利用に関連する海岸、お

よび③その他の海岸に分類することとした。

状況把握調査結果やモデル調査報告書（2.4.3 漂流・漂着ごみに関する取組の現状と課題 (5)漂着ごみで生じている問題）などを参考に、表 4-2 に個別海岸区分ごとに生じている問題点と必要な対策を取りまとめた。

表 4-2 個別海岸区分ごとの問題点と必要な対策

個別海岸区分	問題点	必要な対策
① 漁港・港湾利用に関連する海岸※ ¹	・海岸漂着物が漁業等に影響する（漂着ごみの再漂流が問題） ・地域住民の生活の場であり、衛生面や危険物の問題がある	・危険物を優先的に回収する ・流木等大きい海岸漂着物を回収する
② 海水浴場等観光利用に関連する海岸※ ²	・景観を損ねる ・海水浴、サーフィン、ダイビングなど観光集客に影響する ・地域住民の生活の場であり、衛生面や危険物の問題がある	・可能な限り全ての海岸漂着物を回収する
③ その他の海岸※ ³	・あまり人が立ち入らないが、道路や船舶から目に入る	・大きく目立つ海岸漂着物を優先的に回収する

※1：漁港・港湾に位置する海岸または漁港・港湾に隣接する海岸

※2：海水浴場、観光地に位置する海岸またはそれらに隣接する海岸

※3：道路沿いの海岸、あまり人が立ち入らない海岸

(2) 沿岸市町村ごとの海岸漂着物対策

1) 沿岸市町村ごとの沿岸特徴と海岸漂着物状況

沿岸市町村ごとの状況把握調査結果を表 4-3 に示す。

表 4-3 市町村ごとの状況把握調査結果

市町村	調査実施 個別海岸数	個別海岸区分※ ¹	個別海岸 内訳	海岸漂着物量 ランク 6※ ⁵ 以上 海岸数
松江市	27	漁港・港湾利用※ ²	13	10
		海水浴場等観光利用※ ³	5	2
		その他※ ⁴	9	6
出雲市	25	漁港・港湾利用※ ²	8	6
		海水浴場等観光利用※ ³	4	3
		その他※ ⁴	13	11
大田市	20	漁港・港湾利用※ ²	8	6
		海水浴場等観光利用※ ³	6	2
		その他※ ⁴	6	5
江津市	11	漁港・港湾利用※ ²	3	2
		海水浴場等観光利用※ ³	1	0
		その他※ ⁴	7	2
浜田市	12	漁港・港湾利用※ ²	0	0
		海水浴場等観光利用※ ³	6	1
		その他※ ⁴	6	2
益田市	19	漁港・港湾利用※ ²	4	1
		海水浴場等観光利用※ ³	3	0
		その他※ ⁴	12	2
隠岐の島町	18	漁港・港湾利用※ ²	9	8
		海水浴場等観光利用※ ³	1	1
		その他※ ⁴	8	8
海士町	21	漁港・港湾利用※ ²	1	1
		海水浴場等観光利用※ ³	1	0
		その他※ ⁴	19	19
西ノ島町	15	漁港・港湾利用※ ²	0	0
		海水浴場等観光利用※ ³	0	0
		その他※ ⁴	15	15
知夫村	12	漁港・港湾利用※ ²	0	0
		海水浴場等観光利用※ ³	0	0
		その他※ ⁴	12	12
合計	180	-	180	125

※1：個別海岸区分とは、漁港や港湾等の海岸管理の区分ではなく、現地調査時に把握した海岸状況に基づき独自に分類したものである。

※2：漁港・港湾に位置する海岸または漁港・港湾に隣接する海岸

※3：海水浴場、観光地に位置する海岸またはそれらに隣接する海岸

※4：道路沿いの海岸、あまり人が立ち入らない海岸

※5：20 L ごみ袋約 8 袋

① 松江市

島根半島東部は山地が海まで迫るリアス式海岸で岩礁海岸が多く、砂浜海岸は少ない。谷あいの沿岸部に漁村集落が点在し、水産業が盛んである。島根半島東側は大山隠岐国立公園に指定されており、自然を生かした観光や釣り客の利用が多くみられる。内陸部は県下で最も人口が集中する地域であり、県内の行政・経済の中心である。

状況把握調査結果によると、調査海岸 27 海岸中 18 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。特に、漁港・港湾利用およびその他の海岸において、多くの海岸漂着物が確認され、それぞれ 13 海岸中 10 海岸および 9 海岸中 6 海岸でランク 6

以上の海岸漂着物が確認された。

② 出雲市

松江市との境界から島根半島西部にかけては、山地が海まで迫るリアス式海岸で岩礁海岸が多く、砂浜海岸は少ない。日御碕海岸を中心とした島根半島西部は、大山隠岐国立公園に指定され、優れた自然環境を有している。また、島根半島は十六島のりや板ワカメ等の水産加工品をはじめとした水産業が盛んな地域である。出雲市大社町稲佐浜以西の海岸線は、なだらかな曲線を有する砂浜海岸であり、キララビーチをはじめとした海水浴場が多い地域である。

状況把握調査結果によると、調査海岸 25 海岸中 20 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。出雲市では全域にランク 6 以上の調査海岸が点在しているが、特に島根半島西側において多量の海岸漂着物が確認された。

③ 大田市

大田市の沿岸は、岩礁海岸が続く砂浜海岸が点在している。また、岩礁海岸による複雑な海岸地形を利用した港が多く、沿岸漁業に利用されている。砂浜海岸は海水浴場として利用されている。

状況把握調査結果によると、調査海岸 20 海岸中 13 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。調査を実施した海岸の半数を漁港・港湾利用の海岸が占めており、小規模な漁港が多いことを反映している。

④ 江津市

江津市の沿岸は、大規模な砂浜海岸が連続している。江津市沿岸の中心部では中国地方最大の河川である江の川が日本海に注いでいる。

状況把握調査結果によると、調査海岸 11 海岸中 4 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。江津市沿岸は、砂浜海岸が連続しているため、海岸漂着物は一部に集積するのではなく広域に分布しているのが特徴的である。

⑤ 浜田市

浜田市の沿岸は、江津市との境界に位置する石見海浜公園に大規模な砂浜海岸が見られるが、浜田市全域では岩礁海岸が続く砂浜海岸は少ない。浜田市東部の海岸は浜田海岸県立自然公園に指定されている。また、重要港湾の浜田港および三隅港等をはじめ沿岸域の工業地域と連携した物流利用が盛んである。

状況把握調査結果によると、調査海岸 12 海岸中 3 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。

⑥ 益田市

益田市の沿岸は、大規模な砂浜海岸が連続している。益田市沿岸に沿って国道 9 号線が走り、海岸へのアクセスが容易な場所が多い。益田市は商工業が盛んであり、県西部の中心的な地域である。

状況把握調査結果によると、調査海岸 19 海岸中 3 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。益田市沿岸は、砂浜海岸が連続しているため、海岸漂着物は一部に集積するのではなく広域に分布しているのが特徴的である。

⑦ 隠岐の島町

隠岐の島町の沿岸は、複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。

状況把握調査結果によると、調査海岸 18 海岸中 17 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。調査を実施した 18 海岸のうち 9 海岸が漁港・港湾利用、8 海岸がその他の海岸であり、あまり人が立ち入らない海岸において海岸漂着物が顕著に集積していることが確認された。

⑧ 海士町

海士町の沿岸は、複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。

状況把握調査結果によると、調査海岸 21 海岸中 20 海岸でランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。また、ランク 6 以上が確認された 20 海岸中 19 海岸がその他の海岸であり、あまり人が立ち入らない海岸、あるいは陸上からアクセスすることができない海岸に海岸漂着物が顕著に集積していることが確認された。

⑨ 西ノ島町

西ノ島町の沿岸は、複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。

状況把握調査結果によると、調査海岸 15 海岸全てでランク 6 以上の海岸漂着物が確認された。また、ランク 6 以上が確認された 15 海岸はその他の海岸であり、あまり人が立ち入らない海岸、あるいは陸上からアクセスすることができない海岸に海岸漂着物が顕著に集積していることが確認された。

⑩ 知夫村

知夫村の沿岸は、複雑な岩礁絶壁が続き、一部に砂浜海岸はあるものの、大半は海岸背後に山が迫る屈曲に富んだリアス式海岸である。

状況把握調査結果によると、調査海岸 12 海岸すべてでランク 6 以上の海岸漂着物

が確認された。また、ランク 6 以上が確認された 12 海岸はその他の海岸であり、あまり人が立ち入らない海岸、あるいは陸上からアクセスすることができない海岸に海岸漂着物が顕著に集積していることが確認された。

2) 沿岸市町村ごとの海岸漂着物処理

沿岸市町村における海岸漂着物対策は、それぞれの地域における自然特性や利用特性などを踏まえ、行政、地域住民、企業および民間団体等が相互に連携して、それぞれの役割分担の下、継続的に実施する必要がある。

沿岸市町村は、地域住民などの海岸美化活動を支援するとともに、海岸管理者との連携した海岸漂着物の回収や、回収された海岸漂着物の収集・運搬、市町などのごみ処理施設での処分などに協力することによって海岸漂着物回収処理を推進する。

(3) 関係者の役割分担および相互協力のあり方

島根県沿岸における回収・処理活動は、海岸管理者、市町村、地域住民、企業および民間団体等多様な主体により実施されている。

海岸漂着物対策を効果的、継続的に実施するためには、海岸漂着物の実態を踏まえ、国、県、市町村、海岸管理者、および地域住民、企業民間団体等の役割分担を明確化し、連携した取り組みを進めていくことが重要である。

各主体の主な役割を以下に示し、関係者の役割分担概念図を図 4-1 に示す。

なお、島根県は、流出油を除く海岸漂着物のうちそのまま放置しておくことにより環境衛生上、安全上、海岸利用上または施設維持管理上支障をきたすおそれがあると判断されるようなものについて、速やかな対応を行うために「海岸漂着物初期対応マニュアル」（島根県 平成 21 年 3 月）（別紙-2 参照）を作成し運用している。

1) 国の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念にのっとり、総合的な施策を策定し実施する。
- 都道府県間における協力を円滑に行うため必要があると認めるときは、当該協力に関しあつせんを行う。
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生状況の把握や原因調査を実施するよう努める。
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じた普及啓発、環境教育の実施に努める。
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物の効率的な処理・再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進およびその成果の普及に努める。

- 海岸漂着物の処理等に関する活動に取り組む民間団体等が果たしている役割の重要性に留意し、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努める。
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずる。
- 外国由来の海岸漂着物に関する問題の解決に向けた外交上の適切な対応と国際協力の推進を図る。

2) 県の役割

- 地域計画の策定および島根県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、計画変更等に関する協議、対策推進に係る連絡調整を実施する。
- 海岸漂着物の処理に必要な資料および情報の提供、意思の表明、技術的支援等に努める。
- 海岸漂着物の多くが他の都道府県から発生したものであることが明らかであると認めるときは、必要に応じて当該都道府県に対して協力を求める。
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、発生状況の把握や原因調査を実施するよう努める。
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じた普及啓発、環境教育の実施に努める。

3) 市町村の役割

- 市町村区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し実施する。
- 海岸漂着物が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者に対して、海岸漂着物の処理に必要な措置を要請する。
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生状況の把握や原因調査を実施するよう努める。
- 海岸漂着物の円滑な処理に関し、海岸管理者に協力する。
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じた普及啓発、環境教育の実施に努める。

4) 海岸管理者の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸ごみ等の処理のために必要な措置を講じる。

5) 地域住民、企業および民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、清掃活動等へ参加するよう努める。

- 地域における取組の一翼を担うよう努めるとともに、これまでの海岸漂着物対策に関する活動によって得られた知見やネットワーク等を活用するよう努める。

島根県沿岸では、海岸管理者、市町村、地域住民、企業および民間団体等多様な主体により回収・処理活動が実施されている（別紙-1 参照）。活動の一例を以下に示す。

【参考事例】大田市海岸を美しくする活動「大田市海岸一斉清掃」

大田市では、大田市海岸を美しくする活動実行委員会の主催により「大田市海岸一斉清掃」が実施されている。この活動は平成 16 年度より毎年実施されており、海岸清掃に取り組むことによって生活環境の保全、海洋環境の保全の意識の高揚をはかり、海への理解を深めることを目的として実施されている。

大田市海岸を美しくする活動実行委員会は、大田市をはじめ自治会、漁業関係者、教育関係者、農業関係者、NPO 団体等様々な団体で構成されている。また、海岸地域の住民のみではなく、市街地や山間部の住民へも参加が呼びかけられ、参加人数は多い年で約 800 名に上る。この活動は、様々な団体と地域住民が連携して実施された取り組みとして参考にすべき事例である。

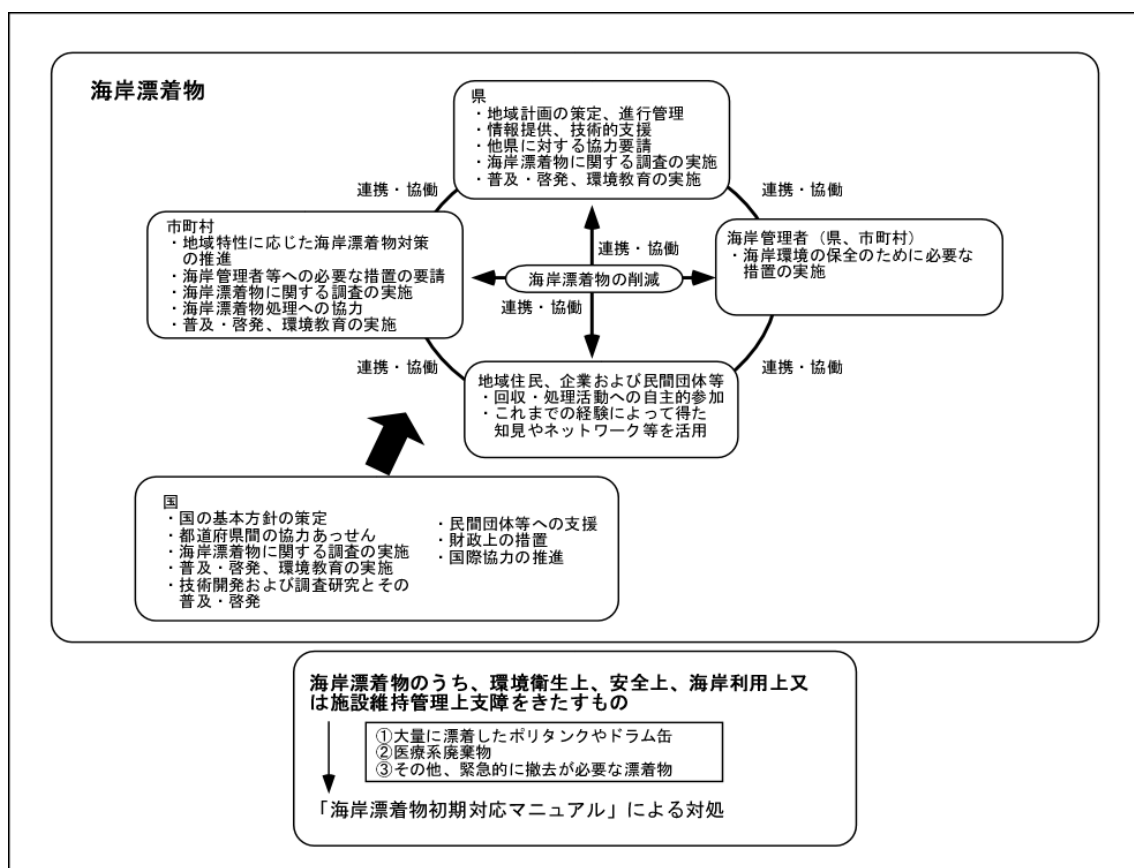


図 4-1 関係者の役割分担概念図

(4) 海岸漂着物の適正処理

県、市町村、廃棄物処理業者等は、回収された海岸漂着物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づき、生活環境の保全に支障がないよう適正に収集・運搬および処理を行う。

(5) 海岸漂着物回収時の安全確保

県および市町村は、海岸漂着物の回収に際し、使用済み注射器等の医療系廃棄物やガスボンベや化学物質等の危険物に対する安全性の確保を図るため、必要な知識の普及や助言等の情報提供に努める。

4.2 海岸漂着物発生抑制

1) 海岸漂着物の発生源

海岸漂着物は特定の地域に繰り返し漂着するという特徴があり、海岸漂着物対策は回収・処理のみならず発生源対策が必要不可欠である。モデル調査によると、松江市（小波海岸～沖泊湾岸）における海岸漂着物（ペットボトル）は、日本製（45%）が最も多いという結果であった。一方、「日本の沿岸域におけるごみ汚染-離島における外国ごみの漂着-離

島における外国ごみの漂着-」（兼広春之 2003 年）によると、隠岐の島で回収された海岸漂着物の約 7 割が外国由来のものであったというデータがある。したがって、海岸漂着物の発生抑制は県内のみならず、県外や外国に対する働き掛けも必要である。

2) 県内における海岸漂着物の発生抑制

島根県では、「第 2 期しまね循環型社会推進計画」（島根県 平成 23 年 3 月）を策定し、廃棄物に関する 3R（スリーアール：Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））を推進し、廃棄物の削減を目指している。

また、県および市町村は海岸漂着物の発生抑制を図るため、廃棄物の不法投棄防止のための規制措置の適切かつ着実な実施に努める。

3) 県外や外国由来の海岸漂着物の発生抑制

海岸漂着物は、日本海沿岸をはじめとした他県が発生源と推測されるものもある。また、島根県から発生したごみ他県の海岸に漂着している可能性も考えられるため、他県との連携、協力による発生抑制の取組が必要である。また、外国由来の海岸漂着物の発生抑制に向け、県は国に対して積極的に働きかけ国際的な対策の推進に努める。

4.3 海岸漂着物対策の普及啓発および環境教育

海岸漂着物の元となる廃棄物は普段の生活や事業活動に伴い発生しているため、国や県等が主体となって海岸漂着物対策の仕組み作りを推進すると並行して、県民それぞれが 3R を実践するなど海岸漂着物の発生抑制に取り組む必要がある。

島根県は、県民の意識の高揚およびモラルの向上や海岸漂着物の抑制を図るため、海岸漂着物対策の普及啓発および環境教育の実施に努める。

第5章 海岸漂着物対策の実施に必要なその他の事項

5.1 モニタリングの実施

海岸漂着物の効果的な回収処理や発生抑制のための施策を実施するためには、海岸漂着物の漂着状況や発生源等について可能な限り把握することが必要である。このため、島根県は、海岸漂着物の漂着状況や発生源を把握するためにモニタリングを行うよう努める。

5.2 災害等の緊急時における対応

災害等により危険物の漂着が見られる場合は、「海岸漂着物初期対応マニュアル」（別紙-2 参照）に基づき速やかに対処するよう努める。なお、本マニュアルは、大量に漂着したポリタンクやドラム缶、医療系廃棄物、その他緊急的に撤去が必要な漂着物を対象とする。また、災害などにより大量に発生した海岸漂着物については、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」や「災害等廃棄物事業費補助金」など国の災害関連制度を活用し、関係者の適切な役割分担と相互協力のもと処理するよう努める。

5.3 地域計画の変更

島根県は、海岸漂着物対策の進展や回収事業結果などのモニタリング、国の新たな施策の実施など、今後の社会環境等の変化を踏まえ、地域計画を必要に応じて見直すとともに、地域計画を変更した場合は、広く県民に周知することとする。

別紙-1

沿岸市町村における過去 5 年間の
海岸漂着物の回収・処理実績

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
松江市	美保関町美保関海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	いきちか、地元自治会	10	40	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町長浜海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	20	110	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町森山海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	森山造船所	5	250	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町才海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	155	550	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町軽尾海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	280	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町諸喰海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	10	100	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町七類海岸	H21 年	市町村	松江市委託業者	記録なし	25,070	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具、流木	人力のみ	海岸→船舶→搬出車→処理場	松江市委託業者	国（補助金）	松江市	国（補助金）
松江市	美保関町七類海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	30	270	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町惣津海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	13	930	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町惣津海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	200	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町惣津海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	45	2,750	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町惣津海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	40	3,690	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町片江海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	JF しまね、地元自治会	記録なし	6,350	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町片江海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	14	500	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町菅浦海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	6	70	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町稲積穴深海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	マリンピア美保	10	1,070	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町稲積海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	560	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町稲積海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	いきちか、地元自治会	20	260	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
松江市	美保関町稲積穴深海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	美保関中学、マリンピア職員、いきちか、地元自治会	15	150	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町北浦海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	5	180	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町北浦海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	北浦観光協会、小さな親切運動、地元自治会	記録なし	3,840	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町北浦海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	北浦観光協会、カナツ技研、いきちか、地元自治会	130	4,750	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町北浦海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	北浦観光協会、いきちか、地元自治会	60	1,720	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町千酌海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	13	1,010	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町千酌海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	1,450	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町千酌海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	釣りクラブ、地元自治会	69	1,710	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町千酌海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	いきちか、地元自治会	149	3,020	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町笠浦海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	304	7,890	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町笠浦海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	松笠会、小学校 PTA、JF しまね、地元自治会	記録なし	3,160	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町笠浦海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	小さな親切運動、いきちか、地元自治会	240	3,050	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	美保関町笠浦海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	JF しまね、漁業関係者、地元自治会	140	1,240	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町野井海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	20	540	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町野井海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	1,330	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町瀬崎海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	23	3,340	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町瀬崎海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	115	3,010	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町沖泊海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	フレンズしまね	93	2,570	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
松江市	島根町沖泊海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	ダイバーボランティア、地元自治会	記録なし	2,050	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町多古海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	55	2,490	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町多古海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	2,690	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町多古海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	10	780	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町多古海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	251	11,130	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町小波海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	146	10,530	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町小波海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	12,000	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町小波海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	130	4,030	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町小波海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	雲東ブロック商工会青年部、地元自治会	115	2,580	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町野波海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	430	8,360	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町野波海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	5,370	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町野波海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	野波海岸施工業者、地元自治会	250	38,580	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町野波海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	450	11,690	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町佐波海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	20	880	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町佐波海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	40	1,290	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町田島海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	10	270	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町加賀海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	251	3,990	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町加賀海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	山陰モアプロジェクト、地元自治会	記録なし	540	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
松江市	島根町加賀海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	山陰モアプロジェクト、地元自治会	172	7,690	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町加賀海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	400	6,050	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町大芦海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	43	1,410	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町大芦海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	9,560	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町大芦海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	漁業関係者、釣り同好会、地元自治会	519	7,130	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	島根町大芦海岸	H21 年	市町村	松江市委託業者	記録なし	7,120	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具、流木	人力のみ	海岸→船舶→搬出車→処理場	松江市委託業者	国（補助金）	松江市	国（補助金）
松江市	島根町大芦海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	238	760	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町御津海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	鹿島スポーツ少年団、御津婦人会、地元自治会	275	3,540	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町御津海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	鹿島スポーツ少年団、地元自治会	記録なし	3,590	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町御津海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	鹿島スポーツ少年団、地元自治会	50	2,520	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町御津海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	鹿島スポーツ少年団、御津婦人会、地元自治会	40	830	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町片匂海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	50	70	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町片匂海岸	H21 年	市町村	松江市委託業者	記録なし	39,750	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具、流木	人力のみ	海岸→船舶→搬出車→処理場	松江市委託業者	国（補助金）	松江市	国（補助金）
松江市	鹿島町片匂海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	100	280	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町恵曇海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	米子プレス社、地元自治会	50	210	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町恵曇海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	漁業関係者	50	340	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町古浦海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	はまひるがお、山陰合同銀行、中国電力、しんじ湖青年赤十字奉仕団、地元自治会	584	11,450	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
松江市	鹿島町古浦海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	はまひるがお、小さな親切運動、中国電力、TOTO 中国販売株式会社、日本空手道教育研究会、つり振興会、地元自治会	記録なし	15,390	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町古浦海岸	H21 年	地域住民、企業および民間団体等	はまひるがお、小さな親切運動、中国電力、日本赤十字社、ライオンズクラブ、TOTO 中国販売株式会社、JF しまね、日本空手道教育研究会、つり振興会、地元自治会	896	9,630	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	鹿島町古浦海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	はまひるがお、鹿島中学校、中国電力、カナツ技研、地元自治会	1,138	10,810	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	秋鹿町魚瀬海岸	H19 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	44	2,070	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	秋鹿町魚瀬海岸	H20 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	記録なし	280	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
松江市	秋鹿町魚瀬海岸	H22 年	地域住民、企業および民間団体等	地元自治会	90	2,900	その他	プラスチック、発泡スチロール、漁具	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	松江市	市町村	松江市	市町村
出雲市	長浜海岸	H19 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	長浜地区ボランティア	1,200	45,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	長浜海岸	H20 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	長浜地区ボランティア	1,200	19,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	長浜海岸	H21 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	長浜地区ボランティア	1,200	35,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	長浜海岸	H22 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	長浜地区ボランティア	1,200	25,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	長浜海岸	H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	長浜地区ボランティア	1,200	39,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ 出雲エネルギーセンター	市町村
出雲市	西浜海岸	H19 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	湖陵地区ボランティア	1,200	11,000	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	西浜海岸	H20 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	湖陵地区ボランティア	1,200	29,000	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	西浜海岸	H21 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	湖陵地区ボランティア	1,200	100,000	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	西浜海岸	H22 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	湖陵地区ボランティア	1,200	43,000	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
出雲市	西浜海岸	H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	湖陵地区ボランティア	1,200	37,000	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ 出雲エネルギーセンター	市町村
出雲市	稲佐の浜海岸	H19 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	大社地区ボランティア	400	43,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	稲佐の浜海岸	H20 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	大社地区ボランティア	400	6,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	稲佐の浜海岸	H21 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	大社地区ボランティア	400	32,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	稲佐の浜海岸	H22 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	大社地区ボランティア	400	10,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ	市町村
出雲市	稲佐の浜海岸	H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	大社地区ボランティア	400	8,000	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市一般廃棄物運搬業者	市町村	出雲クリーンプラザ 出雲エネルギーセンター	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H20 年 7 月 14 日	地域住民、企業および民間団体等	猪目分校	記録なし	100	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H20 年 10 月 29 日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	380	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H21 年 5 月 19 日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	130	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H21 年 11 月 6 日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	110	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H21 年 3 月 11 日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	250	流木・木材	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H22 年 4 月 2 日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	470	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H22 年 5 月 10 日	地域住民、企業および民間団体等	光中学校	記録なし	80	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H22 年 3 月 25 日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	70	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	猪目海岸（海水浴場）	H23 年 4 月 23 日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	100	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H20 年 5 月 2 日	地域住民、企業および民間団体等	鰐淵小学校	記録なし	210	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H20 年 7 月 10 日	地域住民、企業および民間団体等	瀬平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	2,280	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
出雲市	河下港～垂水	H20年7月28日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	60	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H20年8月26日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	70	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H20年10月14日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	120	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H21年4月30日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	380	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H21年5月12日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	300	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H21年7月8日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	1,140	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H21年10月21日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	140	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	河下港～垂水	H21年12月25日	地域住民、企業および民間団体等	灘平なかよし会 河下をよくする会 河下老人会 漁協婦人部	記録なし	290	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	十六島鼻～十六島港	H20年7月1日	地域住民、企業および民間団体等	十六島地区	記録なし	1,420	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	十六島鼻～十六島港	H21年9月25日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	180	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	十六島鼻～十六島港	H21年9月28日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	130	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	十六島鼻～十六島港	H22年12月13日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	850	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	釜浦海岸（漁港～塩津）	H20年9月5日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	80	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	釜浦海岸（漁港～塩津）	H21年7月6日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	140	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	釜浦海岸（漁港～塩津）	H21年9月14日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	60	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	釜浦海岸（漁港～塩津）	H22年2月28日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	600	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	釜浦海岸（漁港～塩津）	H23年6月21日	地域住民、企業および民間団体等	北浜小学校	記録なし	130	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	塩津海岸	H20年9月1日	地域住民、企業および民間団体等	塩津小学校	記録なし	50	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
出雲市	塩津海岸	H22年4月26日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	126	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	塩津海岸	H23年5月2日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	210	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	三津漁港～瀬戸風鼻	H20年10月27日	地域住民、企業および民間団体等	三津自治会	記録なし	440	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	三津漁港～瀬戸風鼻	H20年10月29日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	380	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	三津漁港～瀬戸風鼻	H21年6月8日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	180	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	三津漁港～瀬戸風鼻	H21年10月26日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	640	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	三津漁港～瀬戸風鼻	H22年10月25日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	500	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小伊津漁港～三津	H22年11月22日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	290	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小伊津漁港～三津	H22年12月7日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	440	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小伊津漁港～三津	H22年1月9日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	110	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小津漁港	H20年7月24日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	250	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小津漁港	H21年5月1日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	340	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小津漁港	H22年4月15日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	150	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小津漁港	H22年12月22日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	220	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小津漁港	H22年2月2日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	120	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	小津漁港	H22年2月8日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	200	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	布勢灘海岸	H20年5月21日	地域住民、企業および民間団体等	天理教	記録なし	300	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	布勢灘海岸（海水浴場）	H20年5月26日	地域住民、企業および民間団体等	奥宇賀自治会	記録なし	1,010	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
出雲市	布勢灘海岸（海水浴場）	H21年4月25日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	330	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	布勢灘海岸（海水浴場）	H21年4月29日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	360	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	布勢灘海岸（海水浴場）	H22年5月24日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	840	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	布勢灘海岸（海水浴場）	H23年5月23日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	550	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	布勢灘海岸（海水浴場）	H23年5月24日	地域住民、企業および民間団体等		記録なし	840	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H20年7月20日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	700	3,220	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H20年7月21日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	記録なし	1,930	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H21年7月19日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	700	5,320	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H21年7月20日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	記録なし	5,120	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H22年7月18日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	800	6,560	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H22年7月20日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	記録なし	1,950	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H23年7月27日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	750	6,270	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	平田地域海岸一斉	H23年7月18日	地域住民、企業および民間団体等	JFしまね平田支所 地域住民	記録なし	2,360	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
出雲市	地合海岸	H20年7月22日	地域住民、企業および民間団体等	伊野地区壮年会	記録なし	230	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	出雲市	市町村	平田不燃物処理場	市町村
大田市	琴ヶ浜海岸	H20年7月12日	地域住民、企業および民間団体等	大田市海岸を美しくする活動実行委員会	約400	約1500	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	大田市一般廃棄物運搬業者	地域住民、企業および民間団体等	大田不燃物処理場	市町村
大田市	久手海岸	H21年7月11日	地域住民、企業および民間団体等	大田市海岸を美しくする活動実行委員会	約800	約1500	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	大田市一般廃棄物運搬業者	地域住民、企業および民間団体等	大田不燃物処理場	市町村
大田市	久手海岸	H22年7月10日	地域住民、企業および民間団体等	大田市海岸を美しくする活動実行委員会	約800	約500	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	大田市一般廃棄物運搬業者	地域住民、企業および民間団体等	大田不燃物処理場	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
大田市	鳥井海岸	H23年7月9日	地域住民、企業および民間団体等	大田市海岸を美しくする活動実行委員会	約500	約500	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	大田市一般廃棄物運搬業者	地域住民、企業および民間団体等	大田不燃物処理場	市町村
大田市	大田市内海岸全域	H21年度通年	地域住民、企業および民間団体等	地元ボランティア、小学校児童、中学校・高校生徒、市役所職員	記録なし	20,190	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	回収参加者、大田市役所	地域住民、企業および民間団体等	大田不燃物処理場	市町村
大田市	大田市内海岸全域	H22年度通年	地域住民、企業および民間団体等	地元ボランティア、小学校児童、中学校・高校生徒、市役所職員	記録なし	36,450	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	回収参加者、大田市役所	地域住民、企業および民間団体等	大田不燃物処理場	市町村
江津市	浅利海岸	H23年2月2日	市町村	6人	6	50	プラスチック類	-	人力のみ	海岸⇒車⇒処理場	江津市	市町村	江津市	市町村
江津市	和木海岸	H23年2月2日	市町村	6人	6	50	プラスチック類	-	人力のみ	海岸⇒車⇒処理場	江津市	市町村	江津市	市町村
江津市	嘉久志海岸	H23年6月5日	地域住民、企業および民間団体等	嘉久志連合自治会	100	200	プラスチック類	-	人力のみ	海岸⇒車⇒処理場	江津市	市町村	江津市	市町村
江津市	波子海岸	H23年4月27日	地域住民、企業および民間団体等	江津ロータリークラブ	100	200	プラスチック類	-	人力のみ	海岸⇒車⇒処理場	江津市	市町村	江津市	市町村
浜田市	浜田市内（浜田自治区）の海岸 別紙のとおり	別紙のとおり	市町村	市町村職員	3	別紙のとおり	その他	記録なし	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	市町村	市町村	エコクリーンセンター 浜田市不燃ごみ処理場	市町村
浜田市	国府海岸	H23年7月2日	市町村	島根県立大学環境倶楽部しまえっこ、国府バレーボールスポーツ少年団、浜田環境事業協同組合	129	8,950	その他	ペットボトル、プラスチック類、海藻類など自然系	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	市町村	市町村	エコクリーンセンター 浜田市不燃ごみ処理場	市町村
浜田市	生湯海岸	H23年7月3日	市町村	市町村職員	21	2,150	その他	プラスチック類、漁網・ロープ類、海藻など自然系	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	市町村	市町村	エコクリーンセンター 浜田市不燃ごみ処理場	市町村
浜田市	田ノ浦海岸	H23年7月17日	地域住民、企業および民間団体等	地域安全協会三隅支部、晴海台自治会、リハビリテーションカレッジ島根、浜田警察署三保駐在所、三隅中学校柔道部、三隅柔道スポーツ少年団	約150	約450	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	浜田市一般廃棄物運搬委託業者	市町村	浜田市不燃物ごみ処理場	市町村
浜田市	田ノ浦海岸	H23年7月25日	地域住民、企業および民間団体等	湊寿会	8	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	浜田市	市町村	浜田市不燃物ごみ処理場	市町村
浜田市	田ノ浦海岸	H23年6月28日	地域住民、企業および民間団体等	中国電力㈱三隅発電所	約150	約180	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	浜田市一般廃棄物運搬委託業者	市町村	浜田市不燃物ごみ処理場	市町村
浜田市	田ノ浦海岸	H23年7月3日	地域住民、企業および民間団体等	湊浦自治会	約30	約200	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	浜田市	市町村	浜田市不燃物ごみ処理場	市町村
益田市	持石地先海岸	H23年4月16日	地域住民、企業および民間団体等	益田サイクリングサークル	記録なし	420	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
益田市	持石地先海岸	H23 年 7 月 17 日	地域住民、企業および民間団体等	J F 益田	記録なし	490	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	持石地先海岸	H23 年 7 月 19 日	地域住民、企業および民間団体等	レッツ・リサイクル	記録なし	540	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	持石地先海岸	H23 年 7 月 28 日	地域住民、企業および民間団体等	合庁職員	記録なし	170	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	持石地先海岸	H23 年 9 月 25 日	地域住民、企業および民間団体等	連合島根	記録なし	1080	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	持石地先海岸	H23 年 10 月 1 日	地域住民、企業および民間団体等	人材センター	記録なし	230	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	木部漁港海岸	H23 年 5 月 8 日	地域住民、企業および民間団体等	木部自治会	記録なし	110	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	小浜地先海岸	H23 年 12 月 4 日	地域住民、企業および民間団体等	小浜自治会	記録なし	250	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	小浜地先海岸	H23 年 6 月 5 日	地域住民、企業および民間団体等	小浜自治会	記録なし	500	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
益田市	益田港・中須地先海岸	H23 年 12 月 11 日	地域住民、企業および民間団体等	サーフィン協会	記録なし	130	プラスチック類	ペットボトル、発泡	人力のみ	海岸→搬出者→処理場	益田市	市町村	下波田最終処分場	市町村
隠岐の島町	久見港海岸	H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 50	記録なし	発泡スチロール	－	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	建設業者	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	重栖港海岸	H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 50	記録なし	プラスチック類	－	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	長尾田港海岸	毎年 H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	地区住民及び各種団体ボランティア	約 100	記録なし	発泡スチロール	－	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	油井港海岸	毎年 年 2 ～ 3 回	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 20	記録なし	発泡スチロール	－	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村

市町村	海岸名	実施日	実施主体	回収参加者	回収参加人数（名）	ごみの回収量（kg）	最も多いごみの種類	最も多いごみの種類「その他」記入欄	回収方法	収集・運搬方法	運搬機関名	運搬費用負担	処理機関名	処理費用負担
隠岐の島町	大津久港海岸	毎年 年 2 ～3 回	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 10	記録なし	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	都万塩の浜海岸	毎年 年 2 ～4 回	地域住民、企業および民間団体等	地区住民及び業者へ委託	約 100	記録なし	プラスチック類	-	人力+重機	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	加茂港海岸	毎年 H23 年 12 月	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 50	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	今津港海岸	毎年 H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 50	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	西郷港入口付近海岸	毎年 H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	漁業者団体	約 60	記録なし	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	漁業者団体	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	大久港海岸	毎年 H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	地区住民及び学生によるボランティア	約 40	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	布施港海岸付近	毎年 年 2 ～3 回	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 60	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
隠岐の島町	中村港海岸付近	毎年 H23 年 7 月	地域住民、企業および民間団体等	地区住民	約 100	記録なし	発泡スチロール	-	人力のみ	海岸→搬出車→処分場	地区内企業及び地区住民	地域住民、企業および民間団体等	隠岐の島町一般廃棄物最終処分場	市町村
海士町	不明	毎年 7 月 月上旬	地域住民、企業および民間団体等	不明	記録なし	記録なし	その他	漁網・ロープ・フイなど漁業道具	人力のみ	不明	地区住民・海士町清掃センター	市町村	海士町清掃センター	市町村
海士町	明屋海水浴場	毎年 7 月 月上旬	地域住民、企業および民間団体等	市町村・山陰合同銀行・その他	記録なし	記録なし	その他	漁網・ロープ・フイなど漁業道具	人力のみ	不明	海士町清掃センター	市町村	海士町清掃センター	市町村
海士町	豊田漁港	毎年 7 月 月上旬	地域住民、企業および民間団体等	不明	記録なし	記録なし	その他	漁網・ロープ・フイなど漁業道具	人力のみ	不明	海士町清掃センター	市町村	海士町清掃センター	市町村
海士町	レインボービーチ	毎年 7 月 月上旬	地域住民、企業および民間団体等	市町村・山陰合同銀行・その他	記録なし	記録なし	その他	漁網・ロープ・フイなど漁業道具	人力のみ	軽トラック	海士町清掃センター	市町村	海士町清掃センター	市町村
海士町	風呂屋海水浴場 その他	毎年 7 月 月上旬 H22. 2	海岸管理者等	市町村・業者	記録なし	記録なし	その他	漁網・ロープ・フイなど漁業道具	人力+重機	2 t ダンプ・10t ダンプ	業者	海岸管理者等	業者	海岸管理者等
海士町	場所等を把握していない	毎年 7 月 月上旬	地域住民、企業および民間団体等	不明	記録なし	記録なし	その他	漁網・ロープ・フイなど漁業道具	人力のみ	不明	地区住民・海士町清掃センター	市町村	海士町清掃センター	市町村
西ノ島町	浦郷湾・美田湾	年 1 回	地域住民、企業および民間団体等	J F 職員・住民ボランティア	300	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	地域住民、企業および民間団体等	地域住民、企業および民間団体等	西ノ島町一般廃棄物処理場	市町村
西ノ島町	国賀海岸	年 1 回	地域住民、企業および民間団体等	住民ボランティア	50	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	地域住民、企業および民間団体等	地域住民、企業および民間団体等	西ノ島町一般廃棄物処理場	市町村
西ノ島町	外浜海岸	年 2～3 回	地域住民、企業および民間団体等	住民ボランティア・船越区・中学生	100	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	地域住民、企業および民間団体等	地域住民、企業および民間団体等	西ノ島町一般廃棄物処理場	市町村
西ノ島町	耳々浦海岸	年 1 回	地域住民、企業および民間団体等	住民ボランティア	30	記録なし	プラスチック類	-	人力のみ	海岸→搬出車→処理場	地域住民、企業および民間団体等	地域住民、企業および民間団体等	西ノ島町一般廃棄物処理場	市町村
知夫村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別紙-2

海岸漂着物処理対応マニュアル

(島根県 平成 21 年 3 月)

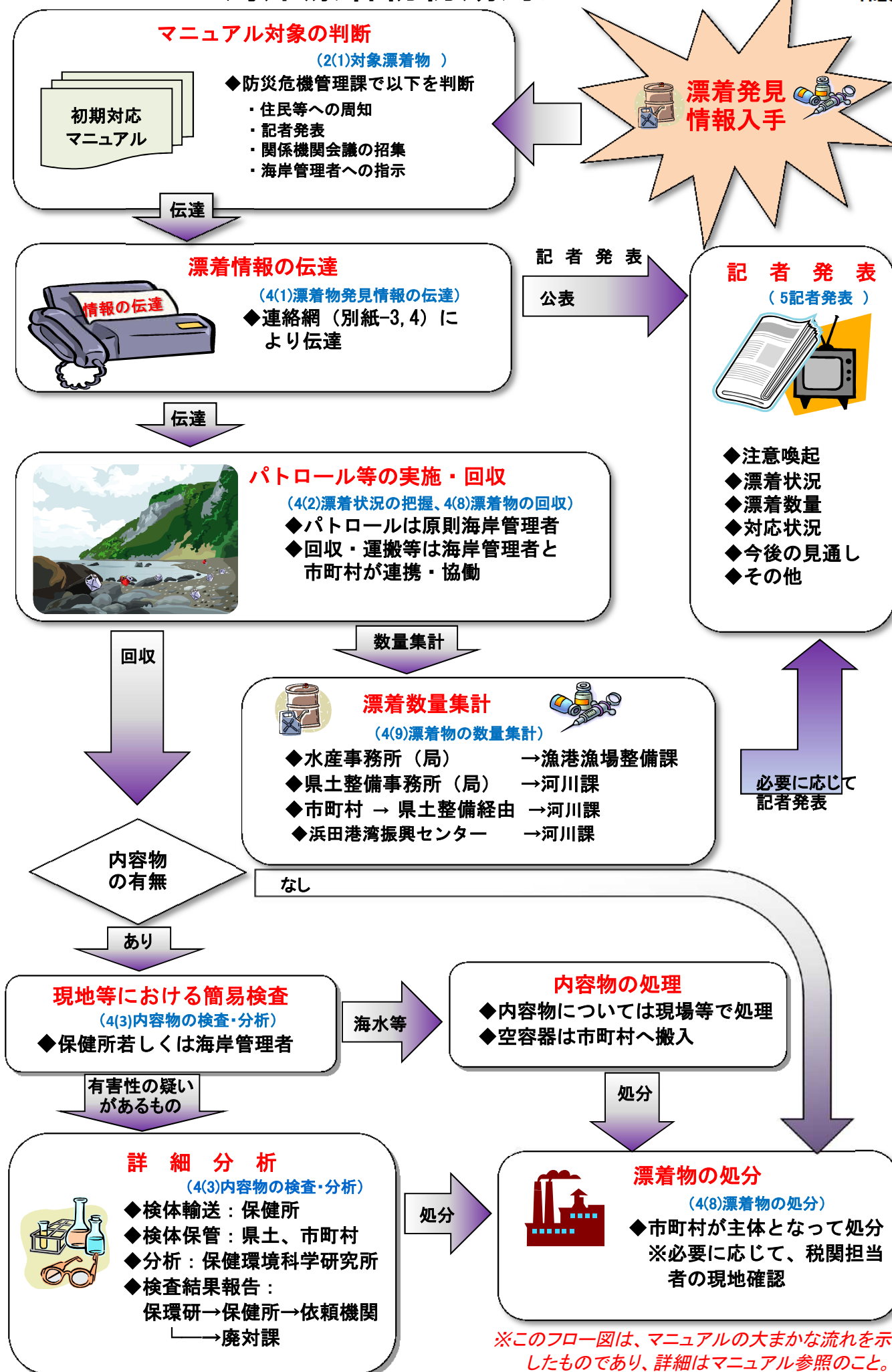
海岸漂着物初期対応マニュアル

平成26年10月

防	災	部	防	災	危	機	管	理	課
環	境	部	廃	棄	物	対	策	課	
農	林	部	農	地	整	備	課		
農	林	部	漁	港	漁	場	整	備	課
土		部	河		川			課	
土		部	港	湾	空	港		課	

海岸漂着物初期対応フロー図

H.26.8



※このフロー図は、マニュアルの大まかな流れを示したものであり、詳細はマニュアル参照のこと。

1 海岸漂着物初期対応マニュアルについて

海岸漂着物には様々な種類の物があり、又、漂着範囲もその時々によって違っているため事案毎の対応となっているのが現状である。

それらの海岸漂着物が、医療系廃棄物、信号筒、薬品の入ったポリタンクなどの**危険物**である場合は、海岸利用者や周辺地域住民の安全かつ快適な生活・利用の確保が出来ないおそれがあることから**危機管理対応が必要**となる。

このような場合は、県の防災各課、各海岸管理者（県土整備事務所（県土整備局）、浜田港湾振興センター及び水産事務所（水産局）または市町村。以下「各海岸管理者」という。）、保健所、市町村、消防、警察など複数の部局・機関を跨った対応（情報の収集・伝達・共有、防除方針の決定、現地対応、報道対応、各機関の対策資材の保有状況の把握など）が求められ、**情報を一元的に管理する必要がある**。

そこで本マニュアルは**危機管理対応が必要となる海岸漂着物**（以下、「漂着物」という。）が発見された場合（他機関からの情報入手時も含む）の**初期対応について定める**。

なお、流出油事故の場合は、島根県地域防災計画の流出油事故対策計画に基づく対応となり、本マニュアル以外の海岸漂着危険物の場合は、「海岸漂着危険物対応ガイドライン」（平成21年6月、農林水産省、国土交通省）により対応する。

2 対象漂着物及び対象海岸

（1）対象漂着物

本マニュアルの対象漂着物は、そのまま放置しておくことにより環境衛生上、安全上、海岸利用上又は施設維持管理上支障をきたすおそれがあると判断されるような漂着物とし、次のものを対象とする。（別紙－1）

①人体に影響の恐れがある内容物が含まれる漂着物

②多数漂着した医療系廃棄物

③その他、緊急的に撤去が必要な漂着物（多数漂着したポリタンクやドラム缶等）

（2）対象海岸

対象とする海岸は、島根沿岸及び隠岐沿岸とする。

（3）マニュアル対象の判断

漂着物が、本マニュアルの対象として、本マニュアルの4（4）から（7）に記載す

る住民等への周知、記者発表、関係機関会議の招集、海岸管理者への指示等を行うかどうかの判断は、防災危機管理課で行うが、判断にあたっては、必要に応じて、各海岸管理者の主管課、廃棄物対策課への意見照会や協議を行い判断する。

3 初期対応の基本的な考え方

漂着物発見時初期においては、各海岸管理者が主体となり対応することとするが、地域の実情に応じて状況把握・回収・処分・周辺住民への周知等、関係市町村・警察・消防などの各関係機関と連携を図り、相互に協力する。

4 漂着物発見時の初期対応

(1) 漂着物発見情報の伝達

漂着物発見時の状況や漂着に関する情報の伝達は、「海岸漂着物連絡用紙」（別添 連絡様式－１）などにより海岸漂着物初期対応緊急連絡網（別紙－３、４）に基づき全機関がこれを速やかに行う。

伝達にあたっては、海岸管理者からそれぞれの海岸管理者の主管課に報告するとともに、漁港区域にあっては漁港漁場整備課が、漁港区域以外にあっては河川課が集約したうえで防災危機管理課に報告する。

報告にあたっては、集約を行った港漁場整備課及び河川課と廃棄物対策課の間で、漂着物の種類、数量、内容物分析結果等の整合を確認したうえで行う。

なお、「海岸漂着物連絡用紙」は、各管内での最初の漂着物発見時や、他機関などからの最初の情報入手時などに第１報の情報として用いる。また、大きな状況変化などがあった場合にも逐次用いる。

(2) 漂着状況の把握

漂着物発見時初期は、どのような物がどのくらいの範囲に広がっているのかわからないため、まずは漂着状況（漂着物の種類・内容や漂着範囲等）を把握する必要がある。

漂着状況の把握は各海岸管理者が行うのが原則であるが、当該市町村・消防機関・警察等と連携して漂着状況の把握に努める。

(3) 内容物等の検査・分析

ポリタンクやドラム缶等、漂着物の中に人体に影響を与える可能性のある内容物が含

まれている場合は、県管理海岸においては、各海岸管理者から当該区域を管轄する保健所に検査を依頼する。検査依頼を受けた保健所は「漂着ポリタンク内容物の検査フロー」（別紙－５）により簡易検査を行う。なお、状況に応じて各海岸管理者においても、保健所から検査キットの貸与を受け、現地等において簡易検査を行い判断する。

なお、市町村管理の海岸の場合は、市町村の対応となるが、技術的な理由で対応が困難な場合には、県に協力を求めることができる。

簡易検査の結果、有害性が疑われる物については各海岸管理者が適正処理・安全処理するために、適切に保管するとともに、計量証明機関に有害性に係る分析を依頼する。

また、必要な場合は、保健所が適量を分取し、保健環境科学研究所へ検体を送り分析を依頼する。

保健環境科学研究所は、検体の分析結果が判明したら速やかに分析を依頼した保健所及び廃棄物対策課へ分析結果を連絡する。また、分析結果を受け取った保健所は、検査依頼を行った機関へその分析結果を速やかに連絡する。

（４）住民等への漂着物発見状況等の周知

住民等への漂着物発見状況等の周知に関する関係機関の役割分担は以下とする。

- ①海岸利用者への周知は、各海岸管理者が行う
- ②周辺住民への周知は市町村が行う
- ③港湾、漁港利用者への周知は港湾及び漁港管理者がそれぞれに行う

（５）記者発表

本マニュアルの対象として対応を行った時は、原則として、以下の基準により記者発表を行う。

１）発表者・発表時期

漂着物発見の**第一報の発表**は、漂着物発見情報や、他機関からの情報入手の場合共に防災危機管理課に情報が集約された時点で**防災危機管理課が速やかに発表を行う**。

第一報の発表後は、漂着状況（漂着物の種類・内容や漂着範囲等）や関係機関の対応状況（回収や処分）及び今後の見通しなどの情報について精度をさらに高め、引き続き**防災危機管理課で発表を行う**。

２）主な発表内容

- ①発生している事象
- ②発表情報のとりまとめ時点
- ③発表者

- ④漂着物の発見日時
- ⑤漂着物発見場所（海岸名、地名等）※位置図・平面図添付
- ⑥漂着物情報の入手先（誰から得た情報か）
- ⑦漂着物の状況（漂着物名、漂着規模、漂着発生原因等、内容物分析結果等）
- ⑧被害の状況（海岸利用者や地域住民、生態系に与える影響等）
- ⑨対応状況（体制発令状況、被害拡大防止対策等）
- ⑩今後の対応及び見通し等

（６）関係機関会議の招集

漂着に関する情報を入手した防災危機管理課は、その漂着状況や今後の対応方針（回収や処分等）などについて必要に応じて関係機関を招集し協議を行う。

（７）管外各海岸管理者への指示等

最初に漂着が発見された管内以外の各海岸管理者へは、漁港区域内については漁港漁場整備課から水産事務所（局）に対して、漁港区域以外については河川課から県土整備事務所（局）、浜田港湾振興センターに対して、速やかにパトロールなどの指示を行う。

ただし、市町村管理の海岸については、防災危機管理課から漂着情報などを伝達する際、速やかにパトロールなどを実施するよう協力依頼を行う。

（８）漂着物の回収・処分

本マニュアル２（１）の漂着物の回収・運搬・搬入については、各海岸管理者と市町村が連携して協働し対応する。また、処分については当該市町村が主体となり対応する。

回収・処分に当たっては、保健所は内容物の検査結果等を踏まえて必要な助言・指導を行う。

回収したものを一時的に保管する場合は、飛散・流出しないような措置、周囲と区別できるよう囲いや仕切り、及びむやみに人が立ち入らないような表示・施錠等の対応を行う。

回収したもののうち、一部の漂着物については、廃棄に先立ち税関担当者の現物確認が必要であり、税関に連絡を行い、税関担当者の現物確認後、廃棄する。

税関は、外国貨物の輸入に関する取締機関であり、漂着物についても、密輸入についての事件性の有無を含め確認する必要がある。このため、税関の現物確認が必要かどうか疑義のある物については、幅広く税関に連絡し確認する。

例示すると、次のような漂着物が連絡の対象となる（明らかに日本製のものは除く）。

- ①ドラム缶・ポリタンク（内容物を含むもの）

②注射器・注射針(同一場所に、多数漂着したもの)

③信号弾・発煙筒(未発射・未使用のもの)

④薬瓶(内容物を含むもの)

⑤ボンベ

⑥不審漂着船・ゴムボート

【税関の連絡先】

(出雲市以東の地域) 神戸税関境税関支署 (Tel 0859-42-2310)

(大田市以西の地域) 神戸税関浜田税関支署 (Tel 0855-27-0366)

(隠岐地域) 神戸税関境税関支署西郷監視署 (Tel 08512-3-0210)

なお、風水害等により生じた大量の漂着物等処理するにあたり、災害関連事業や、海岸漂着物処理推進法に基づく国の補助制度の適用等について検討する必要がある場合は、廃棄物対策課において会議を招集し関係課で対応策を協議する。

(9) 漂着物の数量集計

漂着物の数量集計結果については、水産事務所(局)及び県土整備事務所(局)及び浜田港湾振興センターが各海岸管理者の主管課経由で、漁港漁場整備課(漁港区域)及び河川課(漁港区域以外の区域)へ適宜報告する。県庁内のとりまとめは防災危機管理課が行う。

なお、市町村管理の海岸の集計結果については、各市町村が当該地区を管轄する県土整備事務所(局)へ報告し、報告を受けた各県土整備事務所(局)は、管内の所管海岸分と合わせて河川課へ報告する。

5 その他

この初期対応マニュアルに定めのない事項については、関係各課が、その都度協議して定める。

なお、このマニュアルは、平成26年10月から運用する。

海岸漂着物初期対応マニュアルの対象範囲

別紙－１

海岸漂着物

※本マニュアル対象外

環境衛生上・維持管理上支障をきたすもの

安全上・海岸利用上支障をきたすもの※防災危機管理課で報道発表をおこなうもの

①人体に影響の恐れがある内容物が含まれる漂着

②多数漂着した医療系廃棄物



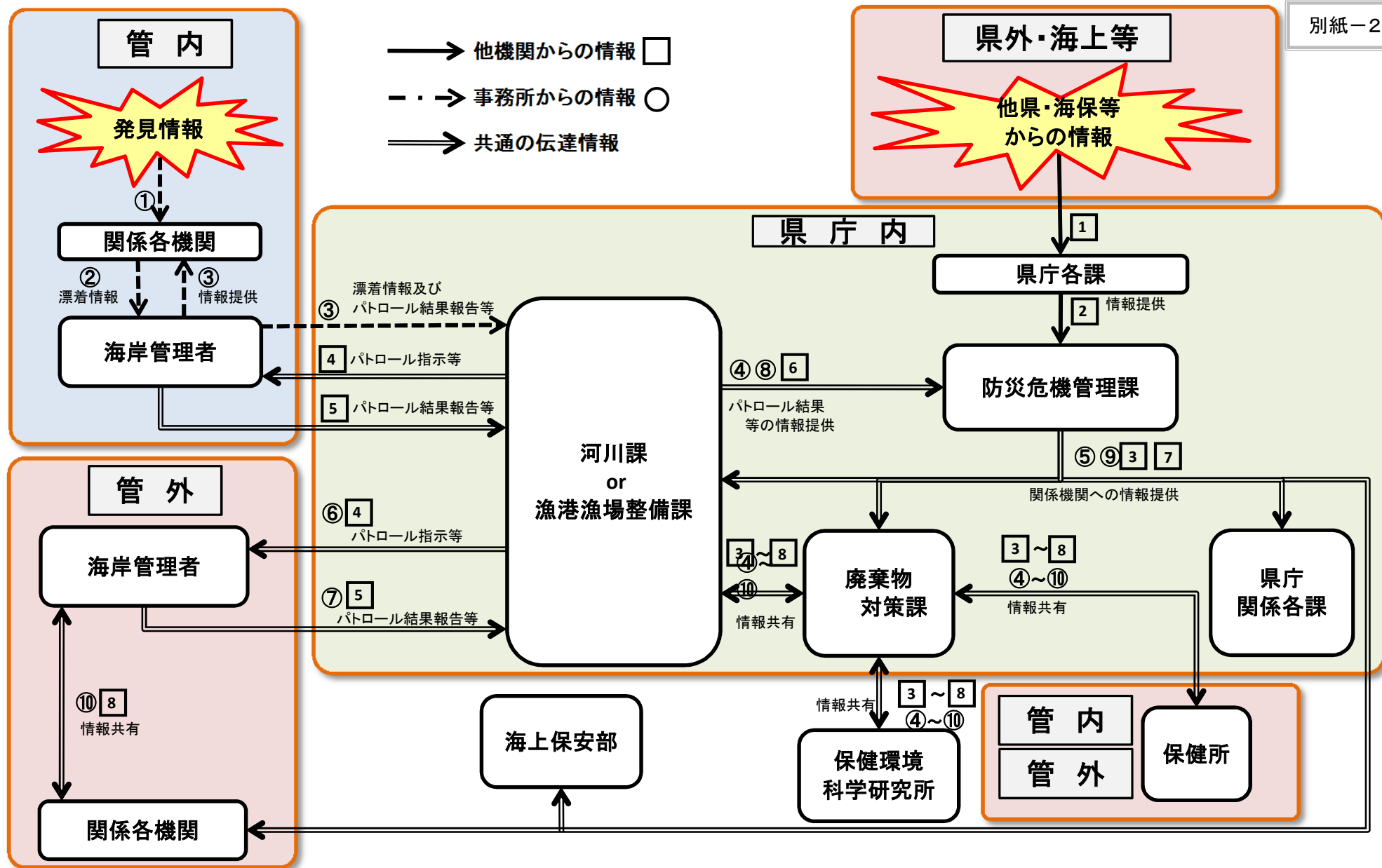
③その他、緊急的に撤去が必要な漂着物
(多数漂着したポリタンクやドラム缶等)



※第1報を海岸管理者の
主管課若しくは廃棄物対策課でおこな
うことができるもの

赤色実線内が本マニュアルの対象

別紙－２



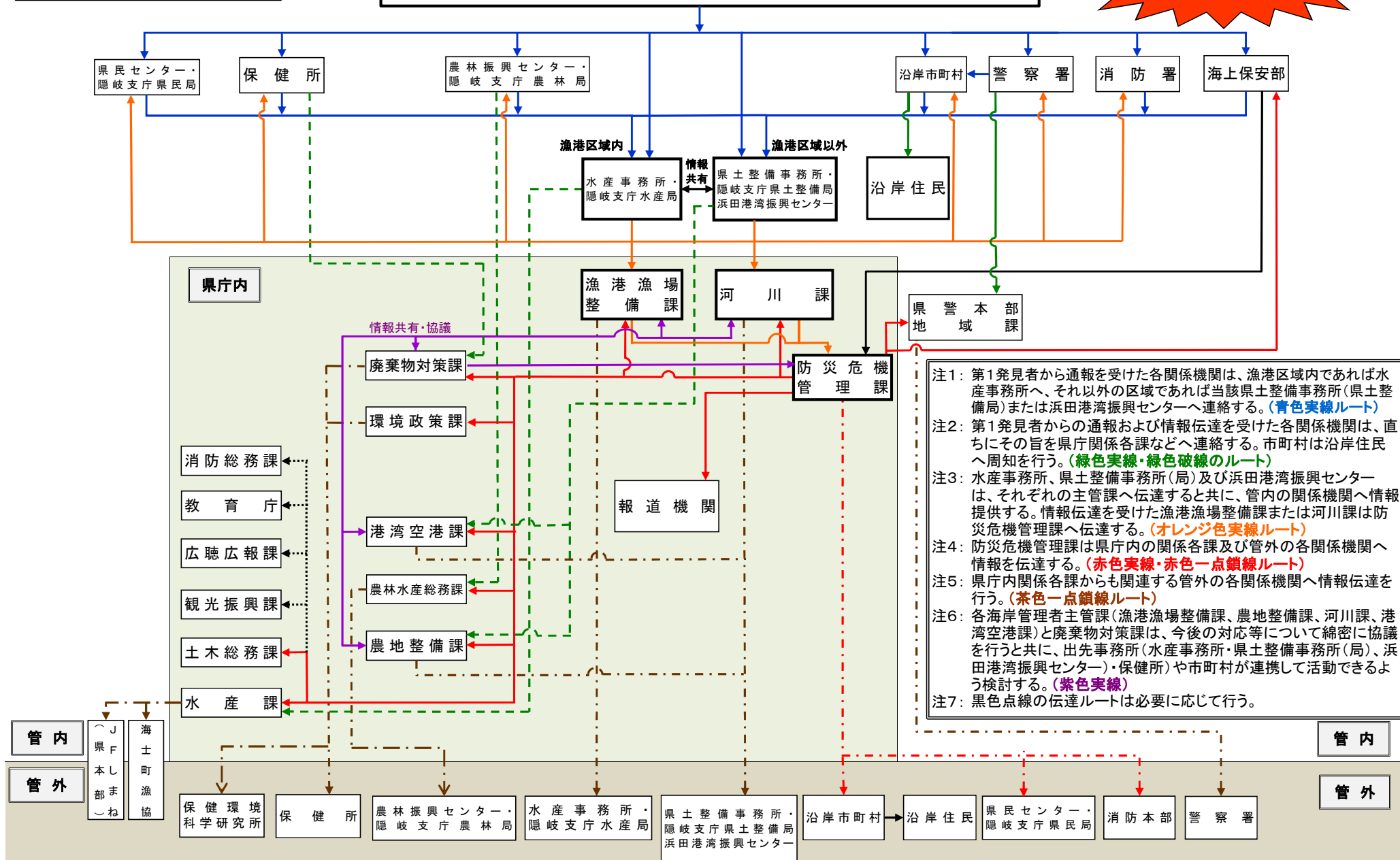
別紙－３

沿岸住民、海岸利用者、漁業協同組合、郵便局員
事業者、関係機関職員(島根県、市町村、警察署、消防署、国土交通省)
道路パトロール、その他

管内・管外の区分は、次を一つの単位とする。

- ・松江・出雲・浜田・益田の各県土整備事務所
- ・県央県土整備事務所大田事業所
- ・隠岐支庁県土整備局
- ・隠岐支庁県土整備局島前事業部

海岸の区域が不明確な場合は、県土整備事務所(局)へ速やかに伝達する。



海岸漂着物 初期対応緊急連絡網

情報入手版

別紙-4

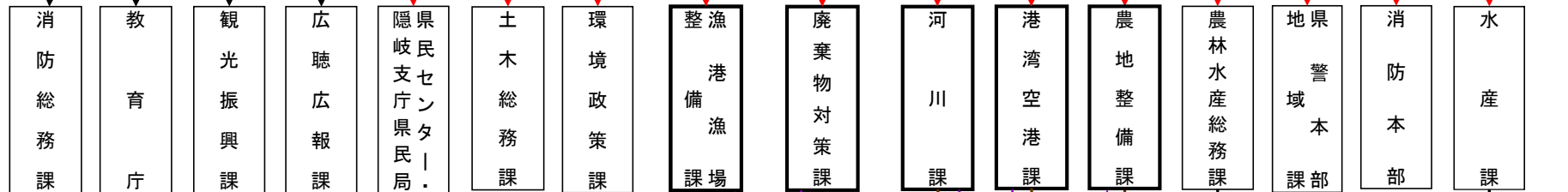
【他県、海上保安部等からの情報】

他県、海上保安部、その他

他県情報、海上情報等

県 庁 各 課

防 災 危 機 管 理 課



報 道 機 関

保健環境科学研究所

隠岐水産事務所

保 健 所

隠岐県土整備事務所
浜田港湾振興センター

隠岐県農林振興センター

警 察 署

（JF本しまね）

海士町漁協

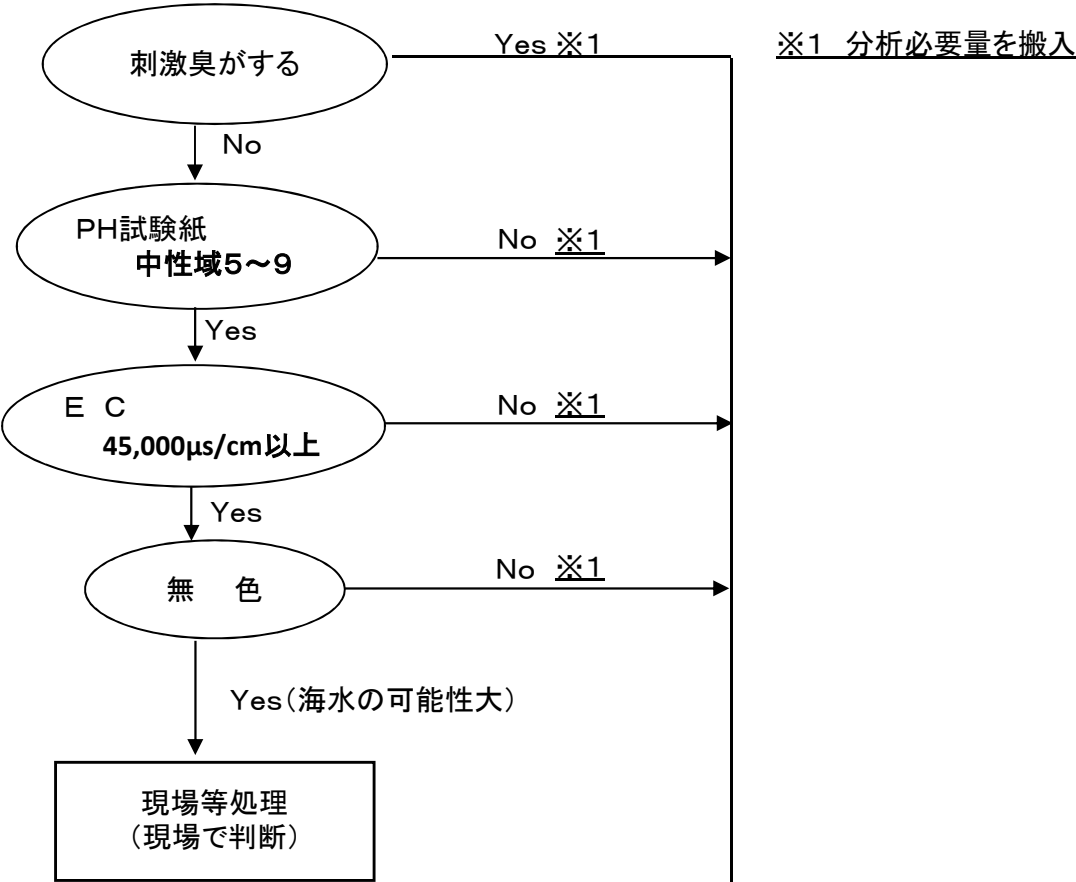
沿 岸 市 町 村

沿 岸 住 民

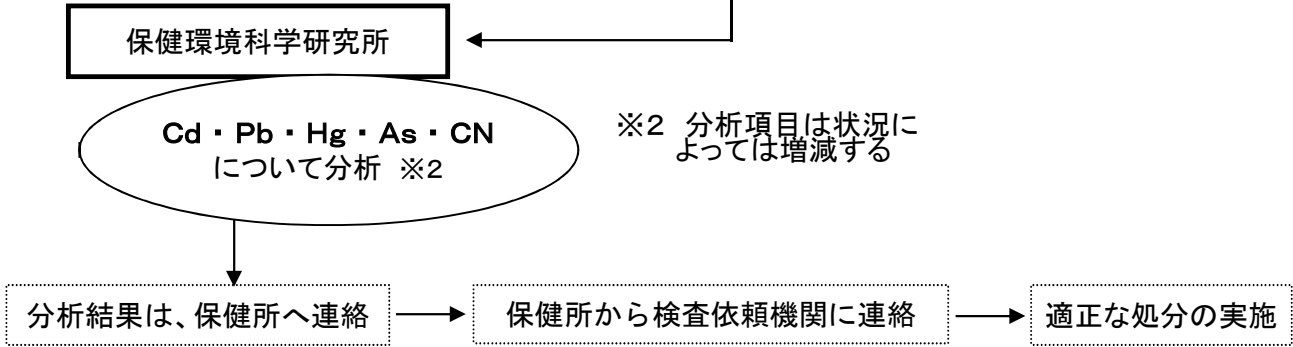
- 注1：他県等から漂着情報を受けた県庁の各課は、防災危機管理課へ情報伝達する。**（青色実線ルート）**
- 注2：情報伝達を受けた防災危機管理課は直ちに関係各機関へ漂着情報を伝達する。**（赤色実線ルート）**
- 注3：防災危機管理課から伝達を受けた県庁各課は、沿岸の関係出先機関へ情報伝達（黒色実線ルート）し、漁港漁場整備課からは水産事務所へ、河川課からは県土整備事務所（局）、浜田港湾振興センターへパトロール等を指示する。**（茶色実線ルート）**
- 注4：各海岸管理者主管課（漁港漁場整備課、農地整備課、河川課、港湾空港課）と廃棄物対策課は、今後の対応等について綿密に協議を行うと共に、出先事務所（水産事務所・県土整備事務所（局）、浜田港湾振興センター）・保健所）や市町村が連携して活動できるよう検討する。**（紫色実線）**
- 注5：黒色点線の伝達ルートは必要に応じて行う。

漂着ポリタンク内容物の検査フロー

簡易検査＜現地又は回収後＞



詳細分析



- ＜留意事項＞
1. 少量(500ml 程度以下)で特別の異常が認められないものは現場処理する。
 2. 少量でも分析確認が必要と判断したものは、状況に応じてポリ容器から別の小型容器に移し替えて保健環境科学研究所へ搬入する。

海岸管理者毎の基本的な対応区分 (海岸法、港湾法、漁港漁場整備法に基づいた区分)

別紙－6

海岸区分		国交省海岸	港湾海岸	漁港海岸	農地海岸	市町村管理海岸
所 管		国交省 水管理・国土保全局	国交省港湾局	農水省水産庁	農水省農村振興局	国交省港湾局 農水省水産庁 農水省農村振興局
海岸管理者		県土整備事務所(局)	県土整備事務所(局) 浜田港湾振興センター	水産事務所(局)	県土整備事務所(局)	市町村
海岸管理者の主管課		河川課	港湾空港課	漁港漁場整備課	農地整備課	—
漂着情報の伝達	漂着情報窓口 (県出先)	県土整備事務所(局)、浜田港湾振興センター または 水産事務所				
	漂着情報窓口 (県庁)	河川課 または 漁港漁場整備課				
海岸パトロール等	パトロール等の 指示・要請	河川課	漁港漁場整備課	河川課	防災危機管理課	
	※1 現地確認 調査等	県土整備事務所(局) 浜田港湾振興センター	水産事務所(局)	県土整備事務所(局)	市町村	

※1 パトロール等の区域や分担については、各管内毎に海岸管理者と市町村等が協議し、連携して漂着状況の把握に努める。

パトロール後の 数量集計等	※2 漂着数量 とりまとめ (出先)	県土整備事務所(局) 浜田港湾振興センター	水産事務所(局)	県土整備事務所(局)	市町村
	※3 漂着数量 とりまとめ (県庁)	河川課 ↓ 防災危機管理課	漁港漁場整備課 ↓ 防災危機管理課	河川課 ↓ 防災危機管理課	

※2 市町村管理の港湾及び漁港についての漂着数量は、当該地区を管轄する県土整備事務所(局)へ報告し、県土整備事務所(局)は管内の所管海岸分と合わせて河川課へ報告する。

※3 県庁内のとりまとめは、防災危機管理課でおこなう。

この用紙は、漂着発見情報の第１報時や大きな状況変化時などに用いる

課長	GL	GL	主幹	主幹	担当	担当			所長	部長	部長	G課長	G課長	担当	担当

海岸漂着物連絡用紙 (第 1 報 /) 平成 年 月 日 () 時 分現在

通報者	所 属					発生日時								
	氏 名					発見日時								
	連 絡 先					そ の 他								
受報者	受報日時													
	事務所名					部・G								
	氏 名					TEL								
漂着発見場所等	海岸名	所 管		住 所		備 考								
	海岸													
	海岸													
	海岸													
	海岸													
漂着物分類					原因別					簡易検査				
											検査総数	本		
ポリタンク	ドラム缶	医療系廃棄物	その他（左記分類外等）		海難事故等	不法投棄	その他（飛行機事故等）	原因不明（人為的行為）	原因不明（その他）	自然現象	水素イオン濃度（pH）			
											強酸性（pH1～2）	本		
											強アルカリ性（pH12～14）	本		
											上記以外	本		
											特記事項			
											詳細分析依頼数	本		
漂着量												多	中	少

漂着状況・対応状況・今後の対策・その他							
対応機関名等							
魚等のへい死	有・無	数量		原因者が判明した場合の氏名・住所等			

注：漂着個数の集計や、管内図等に漂着範囲等状況や写真などを明記し、添付すること。

〇〇県土整備事務所

[illegible]

海岸 ポリタンク漂着状況

〇〇県土整備事務所

記入例

記入例				1月6日		1月7日		1月8日		1月9日		1月10日		1月11日		1月12日		合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
-----	--	--	--	------	--	------	--	------	--	------	--	-------	--	-------	--	-------	--	----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

海岸漂着物初期対応マニュアルに関する質問や意見

	質問・意見	回答	該当箇所
1	川の水質事故のような情報の連絡用紙を作成してはどうか。	今回のポリ容器漂着時に作成していた。使用に際し、情報が煩雑となっていたため再検討した。 本マニュアルに用紙を記載するので、発見の第一報時や状況変化時などに活用されたい。	P 2 本文4(1) P11 連絡様式-1
2	内容物のあるポリ容器などを全て保健所に持ち込んで検査するのは大変であり、検査した結果海水であったということもある。 パトロールの際、現地で試験紙などによって検査できるように器具の貸し出しや指導をお願いしたい。	保健所から簡易検査キットやリトマス試験紙などの貸し出しや指導を行い現地で確認してもらうようにしたい。	P 2 本文4(3)
3	市町村管理の港湾や漁港などは自発的に動くのかどこから指示があるのかわからない。明確にしてほしい。	誰が市町村などへパトロールなどの要請、指示するのか明確にした。 (県：消防防災課→市町村)	P 4 本文4(7) P10 別紙-6
4	回収後の仮置きする場合にはどのような保管をすればよいのか。	回収したものを一時的に保管する場合は、飛散・流出しないような措置、周囲と区別できるよう囲いや仕切り、及びむやみに人が立ち入らないような表示・施錠等の対応を行う。	P 4 本文4(8)
5	市町村管理の漁港などの漂着数量の集計はどこがとりまとめるのか。	市町村管理の漁港・港湾・農地海岸での漂着数量の報告先(県土整備事務所(局))などを明確にした。	P 4 本文4(9) P10 別紙-6
6	漁港区域がどこなのかかわからない。したがって、連絡の窓口は一本化してほしい。	検討の結果、連絡網としては県土整備事務所と水産事務所に分けるが、注意書きとして「海岸の区域が不明確な場合は、県土整備事務所(局)へ速やかに伝達する」を追記した。	P 7 別紙-3
7	各機関がそれぞれにどう行動するのか、何をすることがわかりづらい。列記してはどうか。	県と市町村の関係や各機関の対応や役割分担などは地区ごとにそれぞれ違うため一律に決められないところがある。 マニュアルでは主体的な機関がどこなのかなど基本的な役割を記載している。実際には関係機関が協議により対応していただきたい。	
8	対象漂着物のうちの「大量に漂着した…」の大量とはどの程度のことをいうのか。	数量で線引きをするのは難しいが、状況からしてひとつの海岸や港などで漂着が収まらないような場合のことを想定している。 漂着発見初期においては、全体の規模などが把握できないので、少数であっても広範囲に広がっていると思われる場合は、本マニュアルの連絡網に基づき情報伝達されたい。	
9	海岸漂着物はポリ容器以外にも様々な物がある。本マニュアルのように限定するのはどうなのか。	海岸漂着物は様々な物があるため、対応はそれぞれに違ってくる。まずは本マニュアルの対象漂着物から対応していきたいと考えている。	
10	このマニュアルの対象物以外の物についてはどうするのか。	このマニュアルの対象外の物については何もしなくていいというわけではなく、個別に通常の海岸管理が必要である。 本マニュアルの連絡網などを活用し、本マニュアルを準用して対応されたい。	
11	通常警察署からは市町村に連絡が入る。本マニュアルでは市町村へではなく県土整備事務所や水産事務所へ連絡することとなっている。それでよいのか。	県警本部へ確認したところ、市町村へ連絡することとなっているそうなので、連絡網を修正した。	P 7 別紙-3
12	対応の終息はいつか。	漂着物の種類や量によって状況が違うため一様に決めることは困難である。 それぞれのケース毎の状況から各海岸管理者の主管課が終息を判断せざるを得ないと考えている。	
13	農林振興センターへの伝達は、農林水産総務課からと農地整備課からの二本立てとなっているが、農林水産総務課からだけでよい。	農林水産総務課に確認の結果、意見の通り修正した。	P 7 別紙-3 P 8 別紙-4
14	県土整備事務所(局)への伝達は、河川課だけでよい。	港湾空港課や農地整備課からの個別の伝達事項も考えられるので副ルート(点線)として残しておきたい。	P 7 別紙-3
15	海岸利用者への周知はどのようなことが考えられるのか。	海岸へ進入する通路に立て看板を設置するとか、近くの釣具店に情報提供をお願いするなどが考えられる。	
16	数量集計は、漂着発見数なのか回収数なのか？	漂着状況を早急に把握したいため、漂着発見数でカウントしたい。回収数は回収数として整理しておいて頂きたい。	P12,13 記入用紙例
17	内容物がある回収物について、市町村施設では適正処理ができない等の理由から、処理が滞ってしまう場合がある。 このような場合、状況によっては海岸管理者(県土整備事務所等)が処理できるのか。	原則、海岸漂着ゴミは一般廃棄物であり、市町村による処分とする。 ただし、各地域事情(施設整備状況、民間業者の有無、離島等)及び漂着物の種類(危険物等)などにより、市町村が処理するにあたり、速やかな適正処理が困難である場合は、市町村と海岸管理者とが協議を行い、一時的な対応として、産業廃棄物として海岸管理者が処分しても差し支えない。	

海岸漂着物初期対応マニュアルに関する質問や意見

	質問・意見	回答	該当箇所
18	税関が現地確認をした後に廃棄を行わう根拠となる法令(バーゼル条約等)は何か。	法律に基づく確認ではない。(バーゼル条約は、輸出入に係るものが対象。本件は、輸出入の実行行為者がいないので対象外) 税関は外国貨物の輸入に関しての取締機関であり、その職責上、密輸入の可能性、事件性、違法性の有無を確認する観点から依頼するもの。	P5
19	対象とすべき漂着物を明確化するべきではないか。	税関と摺合せ(H26.9)した結果は以下のとおり 1. 以下に例示する漂着物を対象とする (明らかに日本製のものは除く)。 (1)ドラム缶・ポリタンク(内容物を含むもの) (2)注射器・注射針 (同一場所に、大量に漂着したもの) (3)信号弾・発煙筒(未発射・未使用のもの) (4)薬瓶(内容物を含むもの) (5)ボンベ (6)木造船・ゴムボート 2. 上記以外で、税関の現物確認が必要かどうか疑義がある物については、幅広く税関に連絡し確認をとること	P5
20	海岸漂着物処理事業(国10/10)などで、大量の漂着物を集積し処分しているが、これらについて税関の確認を得るため、集積後の漂着物の仕分けが必要ではないか。	漂着物の回収・集積は、税関の現物確認を意識せず、通常の方法で行っていただきたい。 (あらためて分別を要するものではなく、上記対象物が含まれる場合には報告のこと(対象物全数を確認するものではない))	P5
21	税関の現地確認を要するものは、県が回収し、最終的に県が処分しなければならないものなのか。	現地確認は、廃棄する者が、廃棄にさきだち実施するもの。現地確認を要するものを、あらためて県が回収して行うものではない。	P5